

独立行政法人農林水産消費技術センター平成16年度業務実績評価シート

評価指標欄の記号はそれぞれ、大項目◎、中項目○、小項目△である。

化に取り組む。

評価 b の指標数 :  $0 \times 1$  点 = 0 点  
評価 c の指標数 :  $0 \times 0$  点 = 0 点  
評価 d の指標数 :  $0 \times 1$  点 = 0 点  
合 計 32点  
(32 / 32 = 100%)

(1) 食品等の品質及び表示並にに関する調査及び分析並びに食品等に関する情報及び整理及び提供の収集、整理及び提供

ア 調査分析の重点化  
(7) 調査分析の実施に当たっては、消費者ニーズ、把握のため、消費の実態等のアンケート調査を行なう。

ア 農林水産物、飲食料品（酒類を除く。）及び油脂（以下「食品等」といふ。）の品質及び表示に関する調査分析については、消費者等のニーズや食品等の流通及び消費の実態等を踏まえ、必要性の高い課題を選定して重点的に実施する。

◇消費者動向等把握するため、全国的なアンケート調査を行なった。  
a : 適切な調査対象・内容により得られた成果が得られた。  
b : 一部不十分な調査を行なった。  
c : 調査を行わなかった。  
d : 調査を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた。

【事業報告書の記述】  
消費者団体等に対するアンケート調査（回収数／配布数 2,536 / 4,931）を実施した。  
・講習会に関するアンケート（回収数／配付数 1,621 / 3,075）  
・消費生活センター職員等研修会に関するアンケート（回収数／配付数 547 / 1,201）  
・食品等特性把握調査に関するアンケート（回収数／配付数 245 / 410）  
・消費生活展に関するアンケート（回収数／配付数 123 / 245）

◇検討の結果を踏まえて、必要な高い課題を選定した。  
a : 得られた結果が選定された。  
b : 選定した。  
c : 選定しなかった。  
d : 選定せず、その要因は法の著しく不適切な業務運営にあつた。

◇検討の結果を踏まえて、必要な高い課題を踏まえた検討を行なった。  
a : 消費者等の有識者との相談で、外務省の有識者対応業務を踏まめた議論を行なった。  
b : 推進委員会で検討を行い、次年度に実施すべき課題を選定する。

(1) 調査の要望の多い課題、新たに開発された食品の特性調査等の必要性の高い課題を選定するため、各事業年度において検討を行う。

【事業報告書の記述】  
外部の有識者を含む消費者対応業務推進委員会を開催し、各種アンケート調査等により得られた情報、消費者相談を踏まえて、平成17年度の食品等特性把握調査課題について検討し、「生鮮及び調理後のゴミ機能性成分等実態調査」及び「香酢の実態調査」の必要性の高い2課題を選定した。

◇実施した課題の調査結果をホームページ及び講習会等で消費者等に情報提供了。  
a : 情報提供した。  
b : 情報提供しなかった。  
c : 情報提供しなかつた。

【その他特記事項】  
食品等特性把握調査の結果を広報誌、ホームページ及び講習会等で消費者等に情報提供了。

d : 情報提供せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

- 進化の調査分析の需要に的確



有機塩素系農薬及び有機リン系農薬の測定に用いる装置を改良し、標準試験薬とし  
てガスクロマトグラフ質量分析装置を用いて、前年度までの改良と併せ精度を基準とした。

卷之六

有機塩素系農薬及び有機リン系農薬の測定に用いる装置を用いる。試料は残留農薬としての基準と併せて改良とすることにより、前年度までの分析時間を平成11年度を要する時間に短縮した。

【その他特記事項】  
達成度合：104% (8.3% / 8%)

卷之三

（注）回答者の達成度日は100%以上であり、特に優れた成果が得られた場合

a：計画値の達成度合は90%以上であった

b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった

c：計画値の達成度合は50%未満であった

d：計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人営業にあつた

**【その他特記事項】**ホームページに関するアンケートを実施した結果、顧客満足度[0段階評価で3.9]であった。

改法運営の必要性は、又は適切な措置を実行するにあたっては、必ず開設せねばならぬ事である。

イイ・イ・イ・イ・イ・イ・イ・イ・イ・イ

- 既存の残留農薬の調査を短縮する時間と、分析に要するため、測定工程の迅速化によるため、検討し、平成11年度を基準として分析時間を累積して8%程度削減する。

既往歴調査分析の迅速化

○ 年度を基とする分析期目標達成率を中間に位置する期間中に現状の調査分析による迅速化の目標とする。この対応について、残留農薬等の検査分析のため、現状の需要量に即して現行の調査分析を行なう。

ウ 調査分析結果等の情報の迅速かつ効率的な提供(7)ホームページをより充実したものとするために、実した者のニーズを把握するための情報収集を行い、利用たる企画委員会において検討し必要な改善を図る。

ウ インターネット等の情報提供媒体の活用等に対し、消費者等に結果に基づく効率的な情報提供を図る。

◇ホームページを開設するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善をは図った。  
s : 開設し、特に優れた成果を行ない、又は必要な改善を得られた  
a : 開設し、又は必要な改善

【その他特記事項】  
ホームページに関するアンケートを実施した  
結果、顧客満足度は5段階評価で3.9であった。

改法運営の必要性は、又は適切な措置を実行するにあたっては、必ず開設せねばならぬ事である。

○ ホームページ上で提供していける行政情報、技術情報を迅速に提供する。	◇ 小一ムページ上の最新情報、技術情報を常に掲載する。	a : 情報を常に更新し、最新情報を、ブレスリースについて、は、当日までに掲載する。	b : 情報の更新の頻度が低かった。	c : 情報を更新しなかった。	d : 情報を更新せず、その要因は法人の業務運営にあった。	e : ブレスリースを発表当日中にホームページへ掲載した。	f : 達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた。	g : 達成度合は90%以上であった。	h : 達成度合は50%以上90%未満であった。	i : 達成度合は50%未満であった。	j : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった。
(1) ホームページ上で、消費者、企業からの相談事例、食生活に関する情報、食品等の調査分析結果及びJAS関係業務等の中から必要な情報を迅速かつ効率的に検索し、利用できる。	○ ホームページ上に蓄積された情報を利用できることで、利活用で検索会議による、利用者等の企画企画委員会による、広報企画課による、おいて検討し必要な改善をおこして、これを実現する。	a : 設置し、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかった。	b : 設置せず、又は必要な改	c : 設置せず、又は必要な改	d : 各種情報の中から、利用者が必要な情報を検索するとともに、定期的な改善を行った。	e : 設置し、又は見直しの結果、改善の必要がなかった。	f : 設置せず、又は必要な改	g : 各種情報の中から、利用者が必要な情報を検索するとともに、定期的な改善を行った。	h : 設置し、又は見直しの結果、改善の必要がなかった。	i : 設置せず、又は必要な改	j : 設置せず、又は必要な改

營にあつた

- ◇ 小一ムページ上の最新情報、技術情報を常に掲載する。
- 6 : 情報を常に（月に1回以上）更新し、特に優れた成績が得られた。
- b : 情報の更新の頻度が低かった。

- ホームページ上で、消费者、企業からの相談事例、食生活に関する情報、食品等の調査分析結果及びJAS関係業務等の中から必要な情報を迅速かつ効率的に検索し、利用できる。

- 【事業報告書の記述】インクターのホームページの活用による効率的な情報提供のため、センターのホームページ（延べ2,435件）更新し、常に最新情報を提供した。ホームページのアクセス回数は、438,861回であった。
- a : 「食の安全・安心情報交流ひろばホームペー
- b : 「食の安全・安心情報交流ひろば」まつ、ブレスリースについては、全て当日中に掲載した。

- c : 情報を更新せせず、その要因は法人の業務運営にあった。
- d : 情報を更新せず、その要因は法人の業務運営にあった。

- e : ブレスリースを発表当日中にホームページへ掲載した。

- f : 達成度合は100%（14件/14件）であった。

- g : 達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた。
- h : 達成度合は90%以上90%未満であった。
- i : 達成度合は50%以上90%未満であった。
- j : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった。

- e : ブレスリースを発表当日中にホームページへ掲載した。

- s : 達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた。
- a : 達成度合は90%以上90%未満であった。
- b : 達成度合は50%以上90%未満であった。
- c : 達成度合は50%未満であった。
- d : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった。

- e : ブレスリースを発表当日中にホームページへ掲載した。

- f : 達成度合は100%（14件/14件）であった。

- g : 達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた。
- h : 達成度合は90%以上90%未満であった。
- i : 達成度合は50%以上90%未満であった。
- j : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった。

- e : ブレスリースを発表当日中にホームページへ掲載した。

- k : 達成度合は100%（14件/14件）であった。

- l : 達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた。
- m : 達成度合は90%以上90%未満であった。
- n : 達成度合は50%以上90%未満であった。
- o : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった。

- e : ブレスリースを発表当日中にホームページへ掲載した。

- p : 設置せず、又は必要な改

- q : 設置せず、又は必要な改

- r : 設置せず、又は必要な改

- s : 設置せず、又は必要な改



中期目標の期間中にが行るるため、品質検査件数を割合が年々増加する。前年と比べて、年々増加する。

新規に表示が義務付けられたもの及び中期目標の実現に貢献した品目を基準としたもの。各事業部は期間中に品質表記を行われた件数の割合を算出し、見直しが行われた年度50%以上

て、従来から品質表示基準が定められていた品  
工食品のうち、15年度に不適合率が低かつたJAS法に  
自の検査件数を削減し、平成11年改正JAS法に  
より品質表示が義務付けられた加工食品品質表示基準  
3、161件及び中期目標の期間中に加工食品の検査を467件実  
施することにより、全検査件数5,071件に占める割合を71.5%と  
した。

【その他特記事項】  
新たに表示が義務付けられた加工食品等に対する検査を重点的に行なうため、年度計画の検査件数の割合を60%以上とした。  
達成度合：119%（71.5%/60%）

口：計画値の達成度合は70%  
%以上であった  
c：計画値の達成度合は70%  
d：計画値の達成度合は70%  
以上100%未満であつた  
e：計画値の達成度合は70%  
未満であつた  
f：計画値の達成度合は70%  
以上であつた  
g：計画値の達成度合は70%  
未満であつた  
h：計画値の達成度合は70%  
以上であつた  
i：計画値の達成度合は70%  
未満であつた

中期目標の期間中に従事する分析法を評価するため、定期的に品評会を開催する。また、定期的に検査機器の校正を行なう。

迅速化の目標：平成11年度を基準として検査に要する時間は中期目標の期間中10%削減

【平成11年度を基準とした削減割合】	
特殊包装かまぼこ類	40.8%
風味かまぼこ	40.8%
うに加工品	0%
うにえもの	0%
削りぶし	83.3%
煮干魚類及び煮干魚類粉末	13.9%
塩蔥わかめ	0%
トマト加工品	30.6%
風味調味料	0%
乾燥スープ	0%
計	22.2%
【その他特記事項】	
達成度合：222% (22.2%/10%)	

a : 計画値の達成度合は90%  
b : 計画値の達成度合は50%  
c : 未満計画値であった  
d : 未満計画値であり、その要因は不適切な業務運営

年間を目標とする中期計画の実現に向け、各部門が協力して取り組む。また、品質管理部は、品質基準の達成度を定期的に評価し、不満足な点について改善策を策定する。品質基準は、年々改訂され、常に最新の技術水準に合わせて更新される。

中規格品の測定に於ける標準基準が定められ、表示する加工時間は10%を超過する場合に於ける分析法を用いる。従って、分析法は理学的検査法を用いる。この場合、分析法は理学的検査法を用いる。従って、分析法は理学的検査法を用いる。

◇平成14年度をもつて廃止し

日本農林規格（以下「イ」）に記載の標準試験法による測定値をもとに、各社の標準試験法による測定値と比較して、標準試験法による測定値と同程度の結果を得たもの。

JAS規格」という。)によつては、JAS規格の基準を踏まえが、定められた業種に応じて、新たに品質表示林検査や格付件数の動向等の適切な標準、関係する業種とどどあることを進めようとする。

(ア) 外国林産物の格付業務については、平成14年度をもつて廃止する。

ヨ：廃止した。  
△：廃止しなかった。  
(平成14年度限りの評価指標)

(イ) 生糸の格付業務については、業務体制の見直しと要員の適正化を図るため、業務を担当する当職員に生糸について、品種別業務への活用などを指導して、JAS関係業務への対象に、消費者等に応じる研修を計画的に実施する。

△消費者等に關する研修等に研修を行つた。  
a : 研修計画を作成し、研修を行つた。  
b : 研修計画を作成したが、研修を行わなかつた。  
c : 研修計画を作成しなかつた。

△生糸格付業務担当職員を品質表示基準製品や有機農産物の検査業務等へ活用した。  
a : 他業務へ活用した。  
c : 他業務へ活用しなかつた。

(3) 増林物資の検査技術に関する調査及び研究  
○ 増林物資の検査技術については、必要性の高い課題を定して重点的に実施するなどもとに、その効率率を高める実施を図る。

(3) 増林物質の検査技術に関する調査及び研究(以下「調査研究」という。)  
○ 調査研究については、食品等の検査技術に関する調査及び研究(以下「調査研究」という。)  
○ 食品等の業者の動向等を把握する試験会等を実施する業者の動向等を把握する試験会等を実施するため、調査研究の運営に参加した研究会等へ情報収集を行ふ。

△消費者、食品等製造業者のニーズや技術開発の動向について情報収集を行つた。特に優れた成果が得られた。  
b : 情報収集を行つた。  
c : 情報収集を行わなかつた。  
d : 情報収集を行わせず、その要因は法人の者しく不適切な業務運営にあつた。

【事業報告書の記述】  
食品等の検査技術に関するニーズ、技術開発の動向等を把握するため、農業試験研究推進会議等の連絡会に計27回参画し、情報収集を行つた。

- 行政部局等のニーズを把握する  
ため農林水産省関係部局の連絡会議等へ参加し、特に優れた成果を得られたが得られなかった。

s : 参加した  
a : 参加しなかった  
c : 参加せせず、その要因は法人の営業にあつた  
d : 参加せやすく不適切な業務理

◇検討の結果を踏まえて、必要性の高い課題を選定した。  
s : 選定し、特に優れた成果を得られた  
a : 選定しなかった  
b : 選定せず、その要因は法人の営業にあつた  
d : 選定せず、その要因は法人の営業にあつた

○ 調査研究において必要な課題を選定する結果及び情報収集で蓄積された情報、消費者相談等を踏まえ、調査研究的及び消費者情報を有識者評議委員会で技術検討した上で次年度に実施すべき課題を選定する。

(イ) 技術的な可能性等について検討した上で必要性の高い課題を選定するため、外部の有識者を含めて各事業年度において検討を行う。

イ 調査研究に関する内部の課題の現状等に基づく計画的管理及び内部評議会を開催する。

【事業報告書の記述】  
企画調整部長及び消費者情報部長は、それを原則通り実施されるとともに、規格課・規格課及び安全政策課の課内連絡会議に参加し、行政ニーズの把握に努めた。

b

b

a

【事業報告書の記述】  
外部の有識者を含む調査研究組合評議会委員会を開催し、「安定同位体比測定による養殖魚天然魚の種別法の開発」、「シジミの種別法の開発」、「マニユアル化」等、平成17年度に行う17課題を決定した。

【事業報告書の記述】  
調査研究推進委員会において調査研究の進捗状況等に応じた適正な進行管理及び内部評議会を行ふとともに、その結果に基づき、平成16年度の研究課題3課題を追加し、1課題を中止した。

◇調査研究に関する内部の展望委員会を設置し、中長期の展望に立った調査研究計画に立つた適切な調査研究計画を作成するとともに、定期的に見直しを行い、必要な改正を行ふ。

s : 作成し、又は必要な改正を行ふ  
a : 得られた  
b : 作成し、若しくは見直しの結果、改正が必要がなかつた

c : 作成しなかった  
d : 作成せず、その要因は法人の営業にあつた

◇内部の委員会を設置し、進捗状況等に応じた適正な進行管理及び内部評議会を行ふとともに、内部評議会の結果に基づき必要な改正を行ふ。

に応じて調査研究計画の変更の指示等を行つた。

5 : 内部評価の結果、調査研究計画の変更の指示等を行ない、特に優れた成果が得られた。

a : 内部評価の結果、調査研究計画の変更の指示等を行ない、又は調査研究計画の変更の必要がなかつた。

c : 内部評価を行わらず、その要因は法人の着しく不切な業務運営にあつた。

d : 内部評価を行わらず、その要因は法運営にあつた。

A			
2 組織体制の整備	2 組織体制の整備	○組織体制の整備	指標の総数 : 11 評価 s の指標数 : 0 × 3 点 = 0 点 評価 a の指標数 : 11 × 2 点 = 22 点 評価 b の指標数 : 0 × 1 点 = 0 点 評価 c の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点 評価 d の指標数 : 0 × -1 点 = 0 点 合 計 22 点 (22 / 22 = 100%)
2 組織体制の整備	2 組織体制の整備	△組織体制の整備と技術社会情勢に的確に対応した歩みを進めるよう、以下機動的かつ効率的な業務の進歩的実現を図り組織体制の整備及び組織運営を行う。	△理事長は、法人の課題を的確に認識している。 s : 的確に認識し、経営戦略の決定と実行が特られた成に認識している。 a : 的確に認識するとは言えない。 c : 認識していない。 d : 認識していない。
2 組織体制の整備	2 組織体制の整備	(1) 組織運営の効率化 ○役員の責任及び役割を明確化並びに効率的な組織運営を行なう。組織運営会議を開催するとともに、定期的に役員・部課長会議を開催する。会議を開催する。	△役員と職員の責任と役割を明確化するとともに、効率的な組織運営を行う。 ○組織運営の改善を行なうとともに、明確化するため、組織運営会議を開催するとともに、定期的に役員・部課長会議を開催する。
		社会情勢の変化と科学技術の進歩に的確に対応して機動的かつできるよう明確な組織体制を確立する。	△社会情勢の変化と科学技術の進歩に的確に対応して機動的かつできるよう明確な組織体制を確立する。

#### 【事業報告書の記述】

理事会を2回及び役員・所長会議を3回開催した他、原則として毎週1回役員・部会議を開催するとともに、毎月1回役員・部会議を開催し、理事長の指示を徹底した。課長会議を開催し、理事長によるマネジメントレポートを提出するなどとともに、その結果に基づき理事長から本部の部長に対して改善指示を行つた。

#### 【その他特記事項】

理事長は、中期計画において法人に求められ、食文化の効率化とサービスの質の向上に努め、食品安全性の確保のための各種の調査分析や商品の情報提供等を行うことにより、消費者・企業との接觸を強化する。

の課題であると認識している。

理事長は、中期目標及び中期計画に示された業務の目標と計画の達成を基本として、プライオリティを勘案し、社会情勢及び組織運営を行つた。組織運営を行つた。

- ◇理事長は、法人に与えられた設立目的及び中期目標にふさわしい適切かつ明確な経営戦略を持ち組織運営を行つた。
  - a : 適切な経営戦略に基づく効率的な組織運営を行つた
  - b : 適切な経営戦略を得られた
  - c : 適切な経営戦略を行つた
  - d : 経営戦略の内容が充分とは言えなかつた
  - e : 適切な経営戦略を持たなかつた

◇理事長は、マネジメントレビューを実施し、各センターとの業務執行状況を把握した上で的確な指示を行つた。

- ◇理事長は、マネジメントレビューを実施する等、リーダーシップを發揮した的確な業務運営を行つた。
  - a : 的確な業務改善において特に優れた成果が得られた
  - b : 一部の業務運営を行つた
  - c : 一部の業務運営において、的確さに欠けるところが見られた
  - d : 的確な業務運営を行わなかつた

◇理事長等が出席する幹部会議を56回開催し、業務状況の把握及び指示の徹底を図つた。

達成度合：119%（56回/47回）

- ◇理事長等が業務の状況を把握するシステムとして、週1回の幹部会議の開催が確立され、適切に運用されている。
  - a : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
  - b : 計画値の達成割合は90%以上であつた
  - c : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であつた
  - d : 計画値の達成度合は50%未満であつた

未満であり、その要因には法人の着しく不適切な業務運営にあつた。

◇理事長等が業務の状況を把握するシステムとして、月1回の本部部課長会議の開催が確立され、適切に運用されている。

- s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた。
- a : 計画値の達成割合は90%以上であつた。
- b : 計画値の達成度があつた以上90%未満であつた。
- c : 計画値の達成度合は50%未満であつた。
- d : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因には法人の着しく不適切な業務運営にあつた。

本部部課長会議を11回開催し、業務状況の把握及び指示の徹底を図った。  
達成度合：100%（11回/11回）

センター全体の調整を担い、理事長不在時の代理を務めている。

- s : 的確にサポートし、特に優れた成果が得られた。
- a : 的確にサポートしている。
- c : サポートが充分とは言えない。
- d : サポートしていない。

監査を実施し、業務執行体制とは離れた立場から意見提出等を行つた。

- s : 的確な監査報告等を行つた。
- a : 的確な監査報告等を行つた。
- c : 一部の活動において、的確さに欠けるところが見られた。
- d : 的確な活動を行わなかつた。

た

- (2) 業務運営の効率化
- 本部と地域の業務実施を明確化を実施するため、必要な業務に応じて実施限
  - 部門の指示系系統を明確化を実施し、必要な業務に応じて実施限
  - 行うため、企画調査部長の明
  - づきで、企画調査部長の明確化を実施する。
  - 効率的な業務運営を行なうため、企画調査部長の明確化を実施する。
  - 行うため、企画調査部長の明確化を実施する。

- (2) 本部の総務部門及び本部門及  
び地域の業務実施及び指示的  
責任と明確化を実施する。

- △業務を効率的に実施するため、企画調査部の業務の進行管理を行なった。  
s : 進行管理が得られた  
a : 進行管理を行なった  
c : 進行管理を行なわなかった  
d : 進行管理を行なわらず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあつた

【事業報告書の記述】  
マネジメントレビューにおける理

事長の明確化と業務規程類指志決定手続の簡素化を図るため、業務規程類指志決定手続に基づき、権限委譲を図るために、企画調整部に基づき、企画調整部に見直した。

企画調整部において、四半期ごとに業務進捗状況報告を取りまとめて進行管理を行なった。また、総務部において、業務の進行に応じた予算の執行管理を行なった。

【その他特記事項】  
進捗が延滞している業務に対しては、その要因分析及び対処方針を明確にすることにより、企画調整部の進行管理を行なった。

年度計画の進捗状況及び緊急的な業務への対応を勘案し、本部各部門及び各地域センターとの連絡調整を密にしつつ、予算の執行管理を行なった。

- △業務を効率的に実施するため、企画調査部の進行状況に応じた予算の執行管理を行なった。  
s : 執行管理を行なった  
e : 執行管理が得られた  
a : 執行管理を行なわなかった  
c : 執行管理を行なわらず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあつた

- △主任調査官を業務実施部門及び各地域センターに設置した主任調査官を、業務量に応じて配置する。

- (3) 機動的な業務運営を推進するため、スッタフ制ができる柔軟な業務運営体制を整備する。

△主任調査官に対応して主任調査官の増員として配置し、業務量の増減に応じて主任調査官の担当業務の変更を行なった。

- s : 変更を行なった  
a : 変更がなかつた  
c : 必要な変更を行わなかつた  
d : 必要な変更を行わらず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあつた。

【事業報告書の記述】  
主任調査官を年間業務量に応じて機動的に配置した。

【その他特記事項】  
年度途中において大幅な業務量の変更はなかつたため、配置した主任調査官の担当業務を要更する必要はなかった。

【事業報告書の記述】  
△技術研究課、微物質調査

- スタッフ制を導入して

3 業務運営能力の向上	3 業務運営能力の向上	○業務運営能力の向上	上上のため、又は職員の派向に沿うる業務の取扱い、調査分析等に係るの導入を図る。	<p>(検査)課、商品調査課及び業務量の増減に応じて係ごとの業務内容を調整する。</p> <p>鑑定課をスクリーフ制として担当者の業務内容の変更を行つた。</p> <p>s : 変更を行つた。 成績が得られた。 a : 変更を行つた、又は変更の必要がなかつた。 c : 必要な変更を行わなかつた。 d : 必要な変更を行わはず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあつた。</p>	
				<p>（1）職員の技術水準の向上及び資格の取得を計画的に行なうるため、研修企画会議を開催して、研修企画に応じて当該中期計画の見直しを行つた。</p> <p>（2）職員の技術水準の向上及び資格の取得を計画的に行なうるため、研修企画会議を開催して、研修企画に応じて当該中期計画の見直しを行つた。</p> <p>（3）職員の技術水準の向上及び資格の取得を計画的に行なうるため、研修企画会議を開催して、研修企画に応じて当該中期計画の見直しを行つた。</p>	
A	A	指標の総数 : 9 評価 s の指標数 : $0 \times 3$ 点 = 0 点 評価 a の指標数 : $9 \times 2$ 点 = 18 点 評価 b の指標数 : $0 \times 1$ 点 = 0 点 評価 c の指標数 : $0 \times 0$ 点 = 0 点 評価 d の指標数 : $0 \times -1$ 点 = 0 点 合計 18点 (18 / 18 = 100%)	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>職員の技術水準の向上及び資格の取得を計画的に実施するため、平成16年度の研修企画中期計画を会員の署名に沿つて職員有資格者を確保した。</p> <p>・ISO9000審査員補 25名(新規2名) ・作業環境測定士 第種耐燃性物質 5名(新規0名) ・放射線吸収主任者(全センターに配属)30名(新規2名)</p>		
			<p>◇職員技術研修中期計画を作成するとともに「に、定期的な見直しを行ひ、必要に応じて計画の変更を行つた。</p> <p>s : 作成し、又は必要な変更を行つた。 a : 作成し、又は必要な変更を得られた。 c : 作成せず、又は必要な変更を行わなかつた。 d : 作成せず、又は必要な変更を行わはず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた。</p>		
<p>○ 鑑定技術研修中期計画</p>		<p>◇ 年度計画に基づいてISO9000に基づき、次の有資格者</p>			

を確保する。  
・IS09000審査員補

- s : 確保し、特に優れた成績  
が得られた  
a : 確保した  
c : 確保しなかつた  
d : 確保せず、その要因は法  
人の著しく不適切な業務運  
営にあつた

・作業環境測定士

- ◇年度計画に基づいて作業環  
境測定士の有資格者を確保し  
た。  
s : 確保し、特に優れた成果  
が得られた  
a : 確保しなかつた  
c : 確保せず、その要因は法  
人の著しく不適切な業務運  
営にあつた

・放射線取扱主任者  
(全センターに配置)

- ◇年度計画に基づいて放射線  
取扱主任者の有資格者を全セ  
ンターに確保した。  
s : 確保し、特に優れた成果  
が得られた  
a : 確保しなかつた  
c : 確保せず、その要因は法  
人の著しく不適切な業務運  
営にあつた

- (2) 職員の派遣及び研修の  
実施  
○先進的な検査分析技術  
等の導入を図るため、独立行  
政法人食品総合研究所等の機  
関へ職員を派遣する。

- (2) 先進的な検査分析技術  
等の導入を図るために、独立行  
政法人食品総合研究所等の機  
関へ職員の技術力を向上させ  
るため、派遣伝子組換え食品  
の検査技術、LC-MS(液体  
クロマトグラフー質量  
分析計)による機能性成  
分の分析技術等の新しい  
分析技術に重点を置いた  
研修を行う。

a

a

b

b

【事業報告書の記述】

- 先進的な検査分析技術等の導入を図るために、  
以下の外部機関へ職員を派遣し、高度な分析技  
術を習得した。  
・環境省環境調査研修所 (6名)  
・東北大学大学院農林総合研究所 (1名)  
・独立行政法人水産総合研究所 (2名)  
・独立行政法人森林総合研究所 (1名)  
・独立行政法人食品総合研究所 (4名)  
・独立行政法人食品総合研究所 (3名)

- ◇外部機関への職員の派遣研  
修を実施し、研修の結果、高  
度な分析技術を習得した職員  
が増加した。  
s : 実施し、増加したことによ  
り特に優れた成果が得ら  
れた  
a : 実施し、増加した  
c : 実施しなかつた  
d : 実施せず、その要因は法  
人の著しく不適切な業務運  
営にあつた

- (2) 職員の派遣及び研修の  
実施  
○先進的な検査分析技術  
等の導入を図るため、独立行  
政法人食品総合研究所等の機  
関へ職員を派遣する。

- (2) 先進的な検査分析技術  
等の導入を図るために、独立行  
政法人食品総合研究所等の機  
関へ職員の技術力を向上させ  
るため、派遣伝子組換え食品  
の検査技術、LC-MS(液体  
クロマトグラフー質量  
分析計)による機能性成  
分の分析技術等の新しい  
分析技術に重点を置いた  
研修を行う。

【事業報告書の記述】

- ◇新しい分析技術に重点を置  
く

- 職員の技術力の向上を

いた研修を実施し、研修した職員が増加した。s：実施し、増加したことを行う。

(2) 職員の健康と安全な労働環境を維持するための体制を整備する。

(3) 職員の健康と安全な労働環境を維持するための措置を講じる。

- 職員の健康と安全な労働環境を維持するための措置を講じる。

(3) 勤労環境の維持のための措置

- 本部、横浜センターに勤労環境センターを設立する。
- 本部、各衛生センターに勤労環境センターを設立する。
- 各衛生センターに勤労環境センターを設立する。

（横浜）衛生管理者を本部、横浜・神戸センターに配置した。  
（名古屋）配属し、特に優れた成果が得られた。

【事業報告書の記述】  
労働安全衛生法に基づき、職員の健康と安全な労働環境を維持するため、本部、横浜セントラル及び押戸セントラルに衛生管理者の資格を取得した者を、その他の5地域センターに衛生推進者の資格を取得した者をそれぞれ1名以上配置した。

4

10

に配慮した。特に懐れた成果

△本部及び各地域センターにおいて安全衛生委員会を開催した。  
△開催し、特に優れた成果を得られたが得られた。

4 業務運営の進行管理

4 業務運営の進行管理等 ○業務運営の進行管理等

A

業務運営の進行管理等を定期的に点検・評価し、その結果を反映するため、次に掲げる措置を講じる。

業務の運営状況を定期的に点検・評価し、その結果を業務の運営に反映させる仕組みを導入する。

(1) 業務の運営状況を点検・評価し、その適正に業務の運営するため、外部の有識者を活用した監査を定期的に行う。

(2) 文書の電子化等を推進するため、外部の有識者を活用した監査を定期的に行う。

◇業務運営の進行管理 業務の進行管理等を定期的に行うため、第2四半期終了後を目標に実施する。評価委員会による業務運営状況を定期的に点検・評価する。

◇外部の有識者を活用した業務評価委員会を定期的に開催し、業務の進行を適正に管理した。定期的に開催し、業務の進行を適切に管理して、特に「達成度合」による評価結果を含めた点検・評価を行った。

◇文書の電子化等により、業務の進行を適正に管理した。定期的に開催し、業務の進行を適切に管理して、特に「達成度合」による評価結果を含めた点検・評価を行った。

$$\begin{array}{l} \text{指標の総数} : 2 \\ \text{評価 s の指標数} : 0 \times 3 = 0 \text{ 点} \\ \text{評価 a の指標数} : 2 \times 2 = 4 \text{ 点} \\ \text{評価 b の指標数} : 0 \times 1 = 0 \text{ 点} \\ \text{評価 c の指標数} : 0 \times 0 = 0 \text{ 点} \\ \text{評価 d の指標数} : 0 \times -1 = 0 \text{ 点} \\ \text{合計} : 4 \end{array}$$

$$(4 / 4 = 100\%)$$

【事業報告書の記述】

平成16年11月に外部の有識者を含めた業務評価委員会を開催し、平成15年度における業務実績とその対応状況、平成16年度上半期の業務進捗状況及び平成16年度評価を行った。各四半期ごとに報告される業績報告書として取扱い、その報告書に基づき理事会、幹部会議において業務の進行管理を行った。平成15年度のマネジメントレビューの結果について点検・評価を行った。

a : 定期的に開催し、業務の進行を適正に管理した  
c : 開催しなかつた  
d : 開催せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

a : 定期的に開催し、業務の進行を適正に管理した  
c : 開催せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告書の記述】  
文書の電子化等を推進した結果、平成11年度を基準として用紙代を27%削減した。

【その他特記事項】  
達成度合：338% (21% / 8%)

◇文書の電子化等により、平成11年度の用紙代を基準として各事業年度ごとの削減計画を達成した。(各事業年度ごとの削減計画値：中期計画開始からの経過年数に2%を乗じて得られる削減率。)

(2) 用紙代の削減 (2) 文書の電子化等により、平成11年を累積して8%程度削減する。

(2) 文書の電子化等を推進するため、中期目標の期間中のうち用紙代を10%削減する。

s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた。  
a : 計画値の達成度合は90%以上であった。  
b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった。  
c : 計画値の達成度合は50%未満であった。

<p><b>5 業務運営の効率化による経費抑制</b></p> <p>d : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた</p>	<p><b>○業務運営の効率化による経費抑制</b></p> <p>A</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">指標の総数</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">1</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">評価 s の指標数</td><td style="padding: 5px; text-align: right;"><math>0 \times 3 = 0</math> 点</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">評価 a の指標数</td><td style="padding: 5px; text-align: right;"><math>1 \times 2 = 2</math> 点</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">評価 b の指標数</td><td style="padding: 5px; text-align: right;"><math>0 \times 1 = 0</math> 点</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">評価 c の指標数</td><td style="padding: 5px; text-align: right;"><math>0 \times 0 = 0</math> 点</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">評価 d の指標数</td><td style="padding: 5px; text-align: right;"><math>0 \times -1 = 0</math> 点</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: right;">合計</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">2 点</td></tr> </table> <p style="text-align: center;"><math>(2 / 2 = 100\%)</math></p>	指標の総数	1	評価 s の指標数	$0 \times 3 = 0$ 点	評価 a の指標数	$1 \times 2 = 2$ 点	評価 b の指標数	$0 \times 1 = 0$ 点	評価 c の指標数	$0 \times 0 = 0$ 点	評価 d の指標数	$0 \times -1 = 0$ 点	合計	2 点	<p><b>【事業報告書の記述】</b></p> <p>平成16年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業に係る経費については、上記1～4の業務運営の効率化に取り組んだ結果、対前年度比で1.6%の経費を節約・削減した。</p>
指標の総数	1															
評価 s の指標数	$0 \times 3 = 0$ 点															
評価 a の指標数	$1 \times 2 = 2$ 点															
評価 b の指標数	$0 \times 1 = 0$ 点															
評価 c の指標数	$0 \times 0 = 0$ 点															
評価 d の指標数	$0 \times -1 = 0$ 点															
合計	2 点															
<p><b>上記1～4に掲げる措置を除く運営費交付金により、今年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、対前年度比で1%抑制する。</b></p> <p><b>業務運営の効率化に関する事項による経費の抑制制度については、各事業年度の人件費交付金で行う事業に前年度比で1%抑制する。</b></p> <p><b>業務運営の効率化に関する事項に係る経費の抑制制度については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業に前年度比で1%抑制する。</b></p>	<p><b>②サービスその他業務の質の向上</b></p> <p>A</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">中項目の総数</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">評価 S の中項目数</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;"><math>0 \times 3 = 0</math> 点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">評価 A の中項目数</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;"><math>6 \times 2 = 12</math> 点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">評価 B の中項目数</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;"><math>0 \times 1 = 0</math> 点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">評価 C の中項目数</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;"><math>0 \times 0 = 0</math> 点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">評価 D の中項目数</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;"><math>0 \times -1 = 0</math> 点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: right;">合計</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">12 点</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><math>(12 / 12 = 100\%)</math></p>	中項目の総数	6	評価 S の中項目数	$0 \times 3 = 0$ 点	評価 A の中項目数	$6 \times 2 = 12$ 点	評価 B の中項目数	$0 \times 1 = 0$ 点	評価 C の中項目数	$0 \times 0 = 0$ 点	評価 D の中項目数	$0 \times -1 = 0$ 点	合計	12 点	<p><b>第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関するたとえべき措置</b></p>
中項目の総数	6															
評価 S の中項目数	$0 \times 3 = 0$ 点															
評価 A の中項目数	$6 \times 2 = 12$ 点															
評価 B の中項目数	$0 \times 1 = 0$ 点															
評価 C の中項目数	$0 \times 0 = 0$ 点															
評価 D の中項目数	$0 \times -1 = 0$ 点															
合計	12 点															
<p><b>第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</b></p>	<p><b>第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関するたとえべき措置</b></p>	<p>- 17 -</p>														

【特記事項】  
当該評価を行うに至った経緯、特殊法人の中期

分析及び表示する情報収集及  
する分析及び技術に開示する事項、「農林  
省評価」としてA評価とする。各小項目の  
S評価はA評価と同様に当たる要因を分析した結果、  
S評価を実施・分析を実施して  
いる。

- ① 計画立案からある分析及び技術に開示する事項、「農林省評価」としてA評価とする。各小項目の  
S評価はA評価と同様に当たる要因を分析した結果、  
S評価を実施・分析を実施して  
いる。
- ② 省と正性を確認する。  
③ 農林水産大臣への立入検査結果の報告事務  
については、これまでに整備した立入検査マ  
ニアル等に基づく進行骨牌を徹底した結果、  
平成16年度に実施した立入検査5件の結果につ  
いてはすべて中規格に定められた3日以内に  
報告されており、業務の改善が図られている。  
また、立入検査のほか、農林水産省の要請  
に基づく任意調査等を多數実施している。
- ④ 農林省の検査技術に関する調査研究にお  
いては、食品表示の真正性を確認するためには  
必要な検査技術を中心に成績として  
得られた原産地判別や品種判別等の手法をマ  
ニアル化することにより、食品表示の監視  
に活用している。

A

指標の総数 : 46  
評価 a の指標数 : 0 × 3 点 = 0 点  
評価 b の指標数 : 46 × 2 点 = 92 点  
評価 c の指標数 : 0 × 1 点 = 0 点  
評価 d の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点  
評価 e の指標数 : 0 × -1 点 = 0 点

- 食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並  
びに開示する情報の収集、  
整理及び提供

- 1 食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並  
びに開示する情報の収集、  
整理及び提供

- 1 食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並  
びに開示する情報の収集、  
整理及び提供

- 1 食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並  
びに開示する情報の収集、  
整理及び提供

合計		92点 (92/92=100%)
◇関係独立行政法人等を結ぶWANを整備するなどとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。 s : 整備し、特に優れた成果が得られた。 a : 整備し、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかつた。 b : 整備し、又は必要な改善を得られた。 c : 整備せず、又は必要な改善を行わなかつた。 d : 善を整備行なう者もあつた。	【事業報告書の記述】 農林水産省各関係部局及び関係独立行政法人と常に最新のリスク管理情報を共有できるようWANを整備し、消費者からの問い合わせ対応等に活用した。また、食品機関等の自主回収情報等を本部及び各地方機関等において広く収集し、整理解析して結果をホームページで公表した。	a
(1) 関係独立行政法人等を結ぶWAN(広域ネットワーク・システム)を整備し、農林水産省の関係部局とともに、リスク情報を共有化するのり、リスク情報を消費者や分かち合うために、消費者情報提供などを実現する。また、食品のリスクに関する情報及び企業が有する食品等の事故情報(リコール情報を含む。)を広く収集し、整理する。 s : 構築するにあたり、リスク情報を有する企業が有する食料品等の事故情報を含む。)を広く収集し、整理する。食品のリスクに関する情報及び企業が有する食料品等の事故情報を含む。)を広く収集し、整理する。	【その他の記事】 平成16年6月16日に農林水産省関係部局及び関係独立行政法人すべてを結ぶWANとして整備した。	a
(1) 関係独立行政法人等を結ぶWAN(広域ネットワーク・システム)を整備し、農林水産省の関係部局とともに、リスク情報を共有化するのり、リスク情報を消费者や分かち合うために、消費者情報提供などを実現する。また、食品のリスクに関する情報及び企業が有する食品等の事故情報(リコール情報を含む。)を広く収集し、整理する。 s : 構築するにあたり、リスク情報を有する企業が有する食料品等の事故情報を含む。)を広く収集し、整理する。食品のリスクに関する情報及び企業が有する食料品等の事故情報を含む。)を広く収集し、整理する。	◇WANを農林水産省等とのリスク管理情報を共有化、消費者等への情報提供等に活用した。 s : 活用し、特に優れた成果が得られた。 a : 活用した。 c : 活用しなかつた。 d : 善人があつた。	a
(1) 関係独立行政法人等を結ぶWAN(広域ネットワーク・システム)を整備し、農林水産省の関係部局とともに、リスク情報を共有化するのり、リスク情報を消费者や分かち合うために、消費者情報提供などを実現する。また、食品のリスクに関する情報及び企業が有する食料品等の事故情報を含む。)を広く収集し、整理する。 s : 構築するにあたり、リスク情報を有する企業が有する食料品等の事故情報を含む。)を広く収集し、整理する。食品のリスクに関する情報及び企業が有する食料品等の事故情報を含む。)を広く収集し、整理する。	◇農林水産省等とのリスク管理情報を共有化、消費者等への情報提供等に活用した。 s : 構築し、特に優れた成果が得られた。 a : 構築するにあたり、リスク情報を有する企業が有する食料品等の事故情報を含む。)を広く収集し、整理する。食品のリスクに関する情報及び企業が有する食料品等の事故情報を含む。)を広く収集し、整理する。	a

た  
c : 構築せず、又は必要ない改  
善を行なわなかった。  
d : 善を行なったが、その要因は法運  
営にあつた

- ◊ リスク情報収集整理システムを活用し、広く情報を収集し整理した。  
s : 収集・整理が得られた成果が豊富だった。
- e : 収集・整理しなかった。  
c : 収集・整理せず、その要因は法運営にあつた
- d : 収集・整理著しく不適切な業務運営にあつた

- (2) 講習会等の開催
- 食育の推進及び食の安全・安心に関する消費者、事業者等とのリンクの推進に関する講習会等の開催に当たっては、より効果的な実施のため、地方公共団体等との連携を図る。また、関係機関との連絡会等に参加し、関心事項の把握を行う。
- 講習会等の開催に当たっては、より効果的な実施のため、地方公共団体等との連携を図る。また、関係機関との連絡会等に参加し、関心事項の把握を行う。

(2) 講習会等の開催

- 3月24日閣議決定)の書類を中止する旨を各都道府県に通知する。また、定着、食料自給率の向上と並び、食の安全・安心に関する消費者、事業者等とのリンクの推進や、食品等の消費の改善等に関する情報、地元の情報などを提供するなど、これら者の関心事項の把握を行う。
- 教育関係者に対する講習会の開催回数: 中期目標の期間中に各都道府県1回以上

- (2) 講習会等の開催
- 食育の推進及び食の安全・安心に関する消費者、事業者等とのリンクの推進に関する講習会等の開催に当たっては、より効果的な実施のため、地方公共団体等との連携を図る。また、関係機関との連絡会等に参加し、関心事項の把握を行う。
- 講習会等の開催に当たっては、より効果的な実施のため、地方公共団体等との連携を図る。また、関係機関との連絡会等に参加し、関心事項の把握を行う。

(2) 講習会等の開催

- 3月24日閣議決定)の書類を中止する旨を各都道府県に通知する。また、定着、食料自給率の向上と並び、食の安全・安心に関する消費者、事業者等とのリンクの推進や、食品等の消費の改善等に関する情報、地元の情報などを提供するなど、これら者の関心事項の把握を行う。
- 教育関係者に対する講習会の開催回数: 中期目標の期間中に各都道府県1回以上

【事業報告書の記述】  
講習会等の効果的な実施に資するため、地方公共団体、関係機関等との連絡会等に参加し、連携を図るとともに、地方公共団体等に対しても事前に講習会テーマ等の要望に関するアンケート調査を実施した。

【事業報告書の記述】  
教育関係者を中心とした対象者として食生活指針の普及啓発を図るために講習会を、11道府県(うち7道府県は、前年度までの実施回数)で14回開催した(4年間で40都道府県延べ66回)。

【その他特記事項】  
当該講習会に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.4であった。  
達成度: 110% (11道府県/10都道府県)

c : 計画値の達成度合は70%  
d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

◇講習会及び研修会を16回以上開催した。  
s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成績が得られた。  
a : 計画値の達成度合は100%以上であつた。  
b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であつた。  
c : 計画値の達成度合は70%未満であつた。  
d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

○ 地方公共団体に対する啓発講習会及び講習会を開催する消費者行進会（消費を対象とする）と公的機関による講習会（消費を対象とする）と連携して、農林水産省開催する。また、地方公共団体の状況を勧めることで、農林水産省開催する。また、地方公共団体の状況を勧めることで、農林水産省開催する。

イ 地方公共団体に対する啓発講習会及び講習会を開催する消費者行進会（消費を対象とする）と公的機関による講習会（消費を対象とする）と連携して、農林水産省開催する。また、地方公共団体の状況を勧めることで、農林水産省開催する。

○ 地方公共団体に対する研修会の開催回数：各事業年度16回以上

【事業報告書の記述】  
a 地方公共団体に対する消費者行政施策の普及啓発を推進するため、消費者行政（JAS法関係等を担当する地方公共団体の職員に普及啓発を行って、食の安全・安心の講習会を各センターに開催し、合計8回開催した。消費者生活センターの職員等を対象として地方公共団体による食品等に関する情報を支授するための研修会公共団体への適切な対応を以下のように開催した。  
b プロック研修（3日間）  
c 農林水産省の依頼による中央研修（5日間）  
d 地方公共団体からの要請に応じた個別の研修（1回）

【事業報告書の記述】  
a 当該講習会及び研修会に開催するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で前者は4.0、後者は4.2であつた。  
b 達成度合：100%（17回/17回）

◇地方公共団体の要請に応じ、個別に研修会を開催した。研修会が得られた成績が優れた場合、研修会を開催した。  
a : 研修会を開催した  
b : 要請に応じなかつた事例があつた  
c : 要請に応じなかつた事例があつた  
d : 要請に応じなかつた事例があつた

【事業報告書の記述】  
a 地方公共団体の要請に応じ、個別に研修会を開催した。研修会が得られた成績が優れた場合、研修会を開催した。  
b : 研修会を開催した  
c : 要請に応じなかつた事例があつた  
d : 要請に応じなかつた事例があつた

【事業報告書の記述】  
a 地方公共団体、消費者団体等の職員に対して、食品等のリスク情報の共有化を促進するため、食の安全についての知見を有する者の育成のための研修会を計4回開催した。

【事業報告書の記述】  
a 食の安全についての知見を有する者の育成のための研修会を4回以上開催した。  
b : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成績が得られた

○ 食品等のリスク情報の共有化を促進するため、共通の安全に付いた食の安全についての知見を有する者の育成を目的とする研修会

ウ 食品等のリスク情報の共有化を促進するため、共通の安全に付いた食の安全についての知見を有する者の育成を目的とする研修会を各事業年度4回以上開催する。



- 機能性成分の変化
- 黒大豆加工食品の品質特性調査
- 奈良漬と新漬の相違等実態調査

#### 【黒大豆加工食品の品質特性調査】

黒大豆と通常の大豆（黒豆）についでソフラボンなどの機能性成分を比較した。きな粉に多く含まれていた大豆が、豆が原料に比べて半減しておらず、含有される性質を示唆した。また、ボリフェノール及びビタミンEの含有量は両者に有る差が認められなかつた。

【奈良漬と新漬の相違等実態調査】  
青瓜等を熟成が進んでない酒漬かすに短期間漬込んだ（奈良漬）といふ。「について、アルコール分、塙分等の成分について奈良漬と比較した。新漬のアルコール分及び塙分は、奈良漬に比べかなり低い傾向がみられた。  
また、新漬の食味は奈良漬に比べ塙味、甘味が少ないのである。

平成15年度食品等特性把握調査等の結果を広報誌等を活用し、情報提供を行うとともに、全国商品テスト機関連絡会議及び公開調査研究発表会において発表した。

#### 【広報誌掲載課題】

- ・落花生加工食品の品質特性調査
- ・全国商品テスト連絡会議発表課題
- ・ヤーコン加工品の品質特性調査
- ・カツト野菜の品質特性調査
- ・高糖度トマトの糖度等実態調査 等5課題

- ◇食品事故調査要領を作成する  
とどもに、定期的な見直しを行ひ、必要にして改正を行つた。  
s：作成し、又は必要な改正を行ひ、特に僵れた成果が得られた  
a：作成し、又は必要な改正を行ひ、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかつた  
c：作成せず、又は必要な改
- 食品事故等の発生に際して即時に対応するため、定期的に相談を行ひ、必要にして改正を行つた。  
s：定期的に相応するため、必要な改正を行ひ、特に僵れた成果が得られた  
a：定期的に相応するため、必要な改正を行ひ、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかつた  
c：定期的に相応するため、必要な改正を行ひ、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかつた

a

【その他特記事項】  
食品緊急調査実施規程を改正する必要はないが、調査の円滑な実施に資するため、食品緊急調査実施マニュアルを制定した。

改法は業務運営の要因は必要ではあるが、そのためには必要な作業を適切に実行しなくてはなりません。そのためには、まず正しく理解したうえで、実行する方法を確立する必要があります。

二、定期的な見直しを行ない、特に優れた成果が得られた場合に応じて登録者名簿の更新を行つた。

イ 調査により得られたデータを、インターネット上に広く公開する。これにより、情報の収集が容易になり、情報の発信も迅速に行なわれる。

【事業報告書の記述】  
緊急調査対策委員会を設置するような案件はなかつた。

### 【事業報告書の記述】

- 明後、発生原因に関する情報等をインターネット、地方公共団体、消費者等に対する3日以内に提供した。

#### (4) 微量物質等の調査分析

#### (4) 微量物質等の調査分析



- に食品の調査分析を過  
て、物量に従事する。

の調査分析を実施する業務を  
ともに、遂行する講じる。  
下の指標を講じる。

ア 社会的な要請等に的確  
かつ迅速に対応するため、維持・向上と  
制を整備するため、分析機器の整備及  
び分析精度を保証するため、分析機器を定期的  
に行う。

○ 高度な分析技術を要す  
る微量物質等の分析技術の実  
施を通じ、その把握等に的確か  
つ状況に分析技術の整備、維持・  
分析技術のための整備を計画的  
分析機器とともに、主要な分析機器に  
分析機器について定期的  
保証・点検を行なう。

◇微量物質等の分析技術の研修  
を行つた。  
s : 研修を行ひ、特に優れた  
成果が得られた。  
c : 研修を行わなかつた。  
d : 研修を行わなかず、その要因  
は法人の著しく不適切な業  
務運営にあつた。

【事業報告書の記述】  
分析技術の習得、維持・向上のため、専門技術研修、機器操作技能研修、技術能力向上研修を平成16年度機作技能研修、分析機器に基づき新規導入又は更新を行い、各セシスターごとに主要な分析機器について保守・点検表を作成し、定期的な保守点検を行つた。

1.366名の職員に対し、専門技術研修を122回実施しては、分析機器に基づく方針に基づき新規導入又は更新を行つた。各セシスターごとに主要な分析機器について保守・点検表を作成し、定期的な保守点検を行つた。

【その他特記事項】  
専門技術研修19回のうち10回、機器操作技能研修38回のうち11回を微量物質等の分析技術として実施した。

分析機器の保有状況調査を行い、分析機器管理台帳の更新を行つた。

◇全セシスターの分析機器の点  
検整備等を計画的に行なうた  
め、分析機器管理台帳を作成  
し、定期的な再調査を行つた。  
s : 作成し、又は定期的な再  
調査を行ひ、特に優れた成  
果が得られた。  
a : 作成し、又は定期的な再  
調査を行つた。  
c : 作成せず、又は再調査を  
行わなかつた。  
d : 作成せず、又は再調査を  
行わず、その要因は法人の  
著しく不適切な業務運営に  
あつた。

分析機器の点  
検整備等を計画的に行なうた  
め、分析機器管理台帳を作成  
し、定期的な再調査を行つた。  
s : 作成し、又は定期的な再  
調査を行ひ、特に優れた成  
果が得られた。  
a : 作成し、又は定期的な再  
調査を行つた。  
c : 作成せず、又は再調査を  
行わなかつた。  
d : 作成せず、又は再調査を  
行わず、その要因は法人の  
著しく不適切な業務運営に  
あつた。

◇分析機器の整備及び分析精  
度を保証するため、当センターの主要  
な分析機器であるガスクロマトグラフ質量分析  
装置等についてメーカーによる定期的な保  
持・点検を行つた。

分析機器の整備及び分析精  
度を保証するための保証・点  
検を定期的に行つた。  
s : 定期的に行い、特に優れ  
た成績が得られた。  
a : 定期的に行つた。  
c : 定期的に行わなかつた。  
d : 定期的に行わらず、その要  
因は法人の著しく不適切な  
業務運営にあつた。

## 業務運営にあつた

- 厚生省水産省の関係部局から連携し、産地段階でリスク管理の実施を実施するため、食品等に含まない消費段階で推進する。  
・ 残留農薬：3,500検体
- 厚生省水産省の関係部局から連携し、産地段階でリスク管理の実施を実施するため、食品等に含まない消費段階で推進する。  
・ 残留農薬：3,500検体

◇ 年度計画に基づき残留農薬の調査分析を実施した。  
S : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた。

- a : 計画値の達成度合は90%以上である。
- b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった。
- c : 計画値の達成度合は50%未満であった。
- d : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた。

【事業報告書の記述】  
社会的要請及び行政ニーズを踏まえ、以下の結果を農林省水産省関係部局に情報提供した。

- ・ 残留農薬 3,703検体
- ・ 指定外食品添加物 280検体
- うち、生じたけの保存料 120検体
- うち、生じたけの漂白剤 160検体
- その他食品汚染物質 40検体
- (乾しいたけの臭素) 240検体
- ・ 力ビ毒 (原料用りんご果汁中のバツリソ)

【その他記事項】  
生じたけが検出された検体について基準値を超えて農薬が検出した。検体については直ちに農林水産省に報告した。  
達成度合：106% (3,703検体/3,500検体)

◇ 年度計画に基づき指定外食品添加物の調査分析を実施した。  
S : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた。

- a : 計画値の達成度合は90%以上である。
- b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった。
- c : 計画値の達成度合は50%未満であった。
- d : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた。

【事業報告書の記述】  
社会的要請及び行政ニーズを踏まえ、以下の結果を農林省水産省関係部局に情報提供した。

- ・ 残留農薬 3,703検体
- うち、生じたけの保存料 120検体
- うち、生じたけの漂白剤 160検体
- その他食品汚染物質 40検体
- (乾しいたけの臭素) 240検体
- ・ 力ビ毒 (原料用りんご果汁中のバツリソ)

【その他記事項】  
生じたけが検出された検体について基準値を超えて農薬が検出した。検体については直ちに農林水産省に報告した。  
達成度合：100% (280検体/280検体)

b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった。  
c : 計画値があつた。  
d : 未満であり、その要因はは法人の著しく不適切な業務運営にあつた

達成度合：100%（40検体/40検体）

・他の食品汚染物質：40  
検体

◇年度計画に基づきその他の食品汚染物質の調査分析を実施した。  
s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた。  
a : 計画値の達成度合は90%以上であつた。  
b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった。  
c : 計画値の達成度合は50%未満であった。  
d : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因はは法人の著しく不適切な業務運営にあつた

抗生物質の調査分析は、年度計画がなく業務実績がないため評価しない。

◇年度計画に基づき抗生物質の調査分析を実施した。  
s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた。  
a : 計画値の達成度合は90%以上であつた。  
b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった。  
c : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因はは法人の著しく不適切な業務運営にあつた

◇年度計画に基づき天然有効物質の調査分析を実施した。  
s : 計画値の達成度合は100%未満であり、その要因はは法人の著しく不適切な業務運営にあつた

・カビ毒：250検体

台風等の影響により、原料用りんご果汁の生産ロットが当初の見込みより減少したことから、計画検体数を満たす試料が送付されなかつた

%以上であり、特に優れた成果が得られた  
a : 計画値の達成度合は90%  
以上であった  
b : 計画値未満の達成度合は50%  
以上90%未満であった  
c : 計画値未満の達成度合は50%  
d : 未満計画値であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

達成度合：96% (240検体/250検体)

- 輸入農産物の安全性を確保するため、輸出農産物の生資材の実態調査を行う。

◇ Codex規格として提案されている重金属等について年度計画に基づき実態調査を実施した。

s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた。

a : 計画値の達成度合は90%以上であった  
b : 計画値未満であった  
c : 計画値未満の達成度合は50%未満であった  
d : 計画値未満の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

達成度合：97% (1,455検体/1,500検体)

- 農林水産省関係部局と連携し、Codex規格として提案されている重金属等について、実態調査を1,500検体実施する。
- 農林水産省の関係部局と連携し、Codex規格として提案されている重金属等における含有量の実態調査を実施する。

【事業報告書の記述】  
輸入農産物の安全性を確保するため、輸出農産物の生資材の実態調査を実施する。  
にねりスクリーニング実態会議を4回開催し、外國への現地調査の一職員を4回派遣した。

【事業報告書の記述】

行政ニーズを踏まえ、国産農産物等に含まれる以下の中量物質について実態調査を実施した。林水産省関係部局に報告した。

・重金属	1,455検体
・うち、鉛	1,425検体
・うち、カドミウム	30検体

【その他特記事項】

センターの年度計画成後に農林水産省の調査分析計画件数が1,461検体となつた。野菜等の生育状況により収穫等ができなかつたものがあつた。

達成度合：97% (1,455検体/1,500検体)

【事業報告書の記述】  
食品等に含まれるダイオキシン類、内分沁かく乱物質（環境ホルモン）等の分析については、関係試験研究機関の調査分析計画がなかなか立てられ調査分析を行わなかつた。なお、独立行政法人食品総合研究所と連携して、引き続きアクリルアミドの分析法の改良に関する研究を実施する。

△ 独立行政法人食品総合研究所等の関係試験研究機関と連携し、食品等に含まれるダイオキシン類、内分沁かく乱物質（環境ホルモン）等に対する調査分析を実施する。

○ 食品等に含まれるダイオキシン類、内分沁かく乱物質（環境ホルモン）等に対する調査分析を実施する。

実行等連携して行う。

【その他】  
調査分析を実施し、特に優れた成果が得られた施設は連携して調査分析を実施された。

a : 連携して調査分析を実施

b : 調査分析を実施しなかつた事例があつた

c : 調査分析を実施しなかつた事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

d : 調査分析を実施しなかつた結果、調査研究と計画化しながら対象外とする。

(5) JASS規格の定額見直しに係る調査分析及び個別品目について定められていて、別品販売表示基準(以下「個別品販売表示基準」という。)の見直しに係る調査分析

）JAS規格の定期見直し及び個別の品目について定められている品質表示基準の見直しに係る調査分析

【事業報告書の記述】  
農林水産省、厚生労働省、環境省や関係独立行政法人等から情報収集を行った。

### 【事業報告書の記述】

JAS規格の定期監査にアセスメントを加えるJAS規格の定期監査に

規格に係る調査分析件数  
：1規格当たり概ね20件  
以上

係る調査分析に当たつて  
は、次の調査を行う。  
JAS規格が消費者ニーズよ  
等に即したもとのと異なるよ  
う、農林水産省関係部局  
から要請されるる品目について以下の調査を行  
い、意見書を作成する。

(7) 生産者、製造業者、流  
通業者、消費者等に対する  
JAS規格の利用状況及び  
見直しの要望の調査

◇規格見直しに係る規格の利  
用状況の調査を実施した。  
s：調査した規格数は、見直  
すことどとされた規格数の90  
%であり、特に優れた成果  
を得られた。

a : 調査した規格数は、見直  
すことどとされた規格数の90  
%以上であった。

b : 調査した規格数は、見直  
すことどとされた規格数の50  
%以上90%未満であった。

c : 調査した規格数は、見直  
すことどとされた規格数の50  
%未満であった。

d : 調査した規格数は、見直  
すことどとされた規格数の50  
%未満であり、その要因は  
法人の著しく不適切な業務  
運営にあつた。

農林水産省から調査の要請があつた規格につ  
いて、以下のとおりJAS規格の定期見直しに係  
いる調査分析等を実施し、飲食料品及び油脂6品  
目（51規格）、林産物3品目（3規格）及び有機  
農産物等5品目（9規格）について意見書を作成  
した。

#### 【事業報告書の記述】

JAS規格の利用状況、改正要望を把握するた  
め、利害関係者に対するアンケート又はヒアリ  
ングにより、JAS規格利用実態調査を以下のと  
おり実施した。

消費者団体	6品目 (42規格)
消費需者	14品目 (53規格)
流通業者等	14品目 (53規格)
製造業者	14品目 (53規格)

#### 【その他特記事項】

JAS法に基づく見直しを行うことを前提とし  
て農林水産省から規格の利用状況の調査を要請  
された53規格すべてについて、地方自治体から  
推薦された消費者団体、規格に関連する製造業  
者等を対象に当該調査を実施した。

達成度合：100% (53規格/53規格)

◇規格見直しに係る規格の利  
用開拓に沿ける要望の調査を実  
施した。

s : 調査した規格数は、見直  
すことどとされた規格数の100  
%であり、特に優れた成果  
を得られた。

a : 調査した規格数は、見直  
すことどとされた規格数の90  
%以上であつた。

b : 調査した規格数は、見直  
すことどとされた規格数の50  
%以上90%未満であつた。

c : 調査した規格数は、見直  
すことどとされた規格数の50  
%未満であつた。

JAS法に基づく見直しを行うことを前提とし  
て農林水産省から規格の利害関係者における要  
望の調査を要請された53規格すべてについて、  
地方自治体から推薦された消費者団体、規格に  
関連する製造業者等を当該対象に調査を実施し  
た。

達成度合：100% (53規格/53規格)

d : 調査した規格数は、見直すことを満たさず、その要因は法入の著しく不適切な業務運営にあつた。

- 品質実態を把握することに標準分析を1規格当たり20件以上（手段の理由がある場合を除く。）行った。  
s : 計画値の達成度合は100%であり、特に優れた成績が得られた。

(1) JAS規格付製品、JAS規格があるもののJAS規格付を受けない一般製品、JAS規格製品について、1規格一般製品に概ね20件以上の市販品調査

◇規格見直しに係る製品の調査分析を1規格当たり20件以上（手段の理由がある場合を除く。）行った。  
a : 品質実態調査を実施するための市販品買上調査（品質実態調査）を以下の品目（規格）について実施した。  
b : 飲食料品及び油脂  
林産物  
畜産  
1品目（1規格）  
7品目（49規格）  
4品目（5規格）  
1品目（1規格）  
で948件実施した。

- a : 計画値の達成度合は90%以上であつた
- b : 計画値の達成度合は50%以上未満であつた
- c : 計画値の達成度合は50%未満であつた
- d : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

- 品質調査規格ごとに標準分析を20件以上の市販品調査する（品質実態調査）。なお、センターラーにおける他の調査による必要性により、当該品目に関する場合は、調査件数の調整を行った。

(2) JAS規格と国際規格との整合性の調査

【事業報告書の記述】  
a : 品質実態調査を実施するための市販品買上調査（品質実態調査）を以下の品目（規格）について実施した。  
b : 品質実態調査を実施した54規格948件のうち、34規格については、1規格当たり20件以上の市販品の調査を実施した。

- a : 品質実態調査を実施した54規格948件のうち、34規格については、1規格当たり20件以上の市販品の調査を実施した。
- b : 品質実態調査を実施した54規格948件のうち、34規格については、1規格当たり20件以上の市販品の調査を実施できなかつた。

- JAS規格と国際規格との整合性調査を実施する（国際規格整合性調査）。

【その他特記事項】  
a : 品質実態調査を実施した54規格948件のうち、34規格については、1規格当たり20件以上の市販品の調査を実施できなかつた。

- a : 品質実態調査を実施した54規格948件のうち、34規格については、1規格当たり20件以上の市販品の調査を実施できなかつた。
- b : 品質実態調査を実施した54規格948件のうち、34規格については、1規格当たり20件以上の市販品の調査を実施できなかつた。

- JAS規格と国際規格との整合性調査を実施する（国際規格整合性調査）。

【事業報告書の記述】  
a : JAS規格と国際規格の整合性を調査するたが、国際規格整合性調査を飲食料品及び油脂4品目18規格について行った。

- a : JAS規格と国際規格の整合性を調査するたが、国際規格整合性調査を飲食料品及び油脂4品目18規格について行った。

- JAS規格と国際規格との整合性の調査

【その他特記事項】  
a : JAS規格に基づく見直しを行うこと前提として農林水産省から品質実態調査を要請された54規格のうち、生産量が少ない等の理由から調査分析が困難であった20規格については、1規格当たり20件以上の調査を実施できなかつたものの、要請された54規格すべてについて、当該調査を実施した。

- a : JAS規格に基づく見直しを行うこと前提として農林水産省から品質実態調査を要請された54規格のうち、生産量が少ない等の理由から調査分析が困難であった20規格については、1規格当たり20件以上の調査を実施できなかつた。
- b : 調査した規格数は、見直すことどさされた規格数の50%以上であつた。
- c : 調査した規格数は、見直すことどさされた規格数の50%以上90%未満であつた。

- JAS規格と国際規格との整合性の調査

達成度合：100%（18規格/18規格）

%未満であったは、見直すことを規格数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた。

- JAS規格見直し意見書を即より消費者ニーズ等に即必要に応じて消費者説明会や関係者を対象としたワークシングループによる検討会を開催する。

イ 個別品質表示基準の見直しに係る調査分析  
個別品質表示基準が消費者ニーズ等に即したもとの関係部局からの要請に応じて以下の調査分析等を行ひ、意見書を作成する。  
イ 従来から個別の品目にについて定められている品質表示基準の見直しに係る調査分析に当たっては、次の調査を行う。

- 個別品質表示基準の見直しの要望を把握するため、関係者に対する調査を行う。

(7) 製造業者、流通業者、消費者等に対する從来から個別の品目に係る品質表示基準の見直しの要望の調査

【事業報告書の記述】  
消費者団体に対する説明会を計7回開催した。また、消費者団体、業界団体等をメンバーとしたワークシングループを計14回開催した。

【事業報告書の記述】  
農林水産省から個別品質表示基準の見直しに係る要請はなかった。

【その他特記事項】  
農林水産省から個別品質表示基準の見直しに係る調査の要請がなかつたため評価しない。

◇品質表示基準の利用状況の調査を実施した。  
S：調査した基準数は、見直すこととされた基準数の100%であり、特に優れた成果が得られた。  
a：調査とどされた基準数は、見直すこととされた基準数の90%以上であった。  
b：調査とどされた基準数は、見直すこととされた基準数の50%以上90%未満であった。  
c：調査とどされた基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であつた。  
d：調査とどされた基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた。

### 運営にあつた

◇品質表示基準見直しににおける要望の実施した。

s : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の100%であり、特に優れた成果が得られた。

b : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の90%以上であった。

c : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%以上90%未満であった。

d : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であった。

e : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた。

○見直しの対象となる個別の品目について定められた調査件数は20件以上である。

(イ) 従来から個別の品目にについて定められている品質表示基準別に個別の品目について定められた調査件数は1基準当たり概ね20件以上である。

◇品質表示実態等を把握するため、各調査基準市販品を調査する（品質表示基準ごとに概ね20件以上の品質調査）。なお、セ質の検査及びその他の品目に係る場合に当該が得られる情報は、調査件数の調整を行つた。

s : 計画値の達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた。

a : 計画値の達成度合は90%以上であつた。

b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった。

c : 計画値の達成度合は50%未満であつた。

d : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた。

(ウ) 従来から個別の品目にについて定められている品質表示基準と国際規格との整合性調査を

農林水産省から個別品質表示基準の見直しに係る調査の要請がなかつたため評価しない。

農林水産省から個別品質表示基準の見直しに係る調査の要請がなかつたため評価しない。

農林水産省から個別品質表示基準の見直しに係る調査の要請がなかつたため評価しない。

質表示基準と国際規格との整合性の調査

実施する（国際規格整合性調査）。

施した。調査した基準数は、見直すほどとされたり、特に優れた成果が得られた。

a：調査した基準数は、見直すほどとされたた

b：調査した基準数は、見直すほどとされたり、特に優れた成

c：調査した基準数は、見直すほどとされたり、特に優れた成

d：調査した基準数は、見直すほどとされたり、特に優れた成

- 個別品質表示基準の見直し意見等に即し意見に応じて必要や関係者等に明瞭かつ具体的な説明を行った。
- 直接消費者と対話を図る検討会を開催する。

ウ 説明会の開催

JAS規格の定期見直し及び個別品質表示基準の見直しに係る情報を消費者、事業者等に適切に提供するため、以下の措置を講じる。農林水産省が行うJAS規格の定期見直し及び個別品質表示基準の見直しに係るパブリックコメントの募集及びその結果による説明会を開催する。

- (6) Codex規格等に係る調査分析等

- (6) 国際規格に我が国の意見を反映させるために必

【事業報告書の記述】

農林水産省が行つたJAS規格の見直し及び個別品質表示基準に関するパブリックコメントの募集及びその結果に係る説明会を5センターで各4回、3センターで各3回、合計29回開催した。

要な食品等の品質の実態調査、海外情報の収集等を行ふ。

国際規格に我が國の意必する措  
施を実施するに至る。次に分析を編纂せざるに至る。

- 国際的に流通している製品等の海外における規格並びに実態、流通技術及び各國の規格の制定、改正等に関する情報を収集、整理する。

---

  - 我が国の実態に即したCodex規格の作成に資するとして重要なに当たる我が國にどつておける等に表示するため、我が国等の海外流通業並びに表示するため、我が国等の食品技術、情報等の品質及分析を行ふ。

〔事業報告書の記述〕  
食品等の規格基準の国際化に適切に対応するため、食品等に関する海外情報及び分析精度を収集・蓄積・維持・確認するための手法等に関する情報を収集・整理した。

- Codex委員会の審議結果及び行政ニーズを踏まえ、必要に応じ国際的に流通している食品等の品質調査及び表示の実態の分析を行う。

◇国際的に流通している食品等の品質及び表示の実態の調査分析を実施した。特に優れた成績が得られた場合に実施した。

a : 実施しなかつた  
b : 実施せしらず、その要因は法規の著しい変更によるもの  
c : 実施著しく少なかった  
d : 実施著しく多かった

**a**  
ベースト状の大豆発酵食品 (Fermented soybean paste; 我が国のみそもに相当) の国際規格の策定が韓国からCodexに提案されていることから、**〔事業報告書の記述〕**  
〔事業報告書の記述〕

- 【事業報告書の記述】  
しょうゆ及び即席めん類の分析方法の妥当性  
確認試験を行った。

【事業報告書の記述】  
しょうゆ及び即席めん類の分析方法の妥当性  
確認試験を行った。



△Codex分析・サンプリング  
部会等に触れたは議見を述べ、技術的  
な助言を行つた。  
s：派遣し、発言又は技術的  
な助言が得られた  
成果が得られた



提供を行うとともに、提  
供情報の更新を行ない、  
新情報本报讯に提供する。  
ささらに、迅速な情報提供  
及び消費者等との意見交  
換に貢献するため、ホームページ  
安心に開設する「電子フォ  
ーム」を開設する。

により、食生活等に関する情報や消費者相談事例、  
プレスリリース等の最新  
の情報本报讯を提供する。また、  
ホームページ上で食の安全・  
安心に開設する「電子  
フォーム」を開催する。

技術情報（調査研究報告）  
（独立行政法人通則法に基づく公  
表事項）

また、ホームページでの食の安全・安心に  
する電子フォームを「いま、果実は」「お  
いも」について考え方、「旬はどうなった」  
の3テーマについて開催した。

【その他特記事項】

ホームページに関するアンケートを実施した  
結果、顧客満足度は5段階評価で3.9であった。

「センターホームページ」は243回（2,435件）  
更新し、「食の安全・安心情報交流ひろばホー  
ムページ」は234回（2,235件）更新した。

a

◇ホームページ上の消費者相  
談事例等の最新情報を常時更  
新した。月に1回以上）更新し、特に優れた成  
果が得られた。

s : 情報を常時更新した

b : 情報の更新の頻度が低か  
つた

c : 情報を更新しなかつた  
d : 情報を更新せず、その要  
因は法人の業務運営にあつた

◇プレスリリースを発表当日  
中にホームページへ掲載し  
た。

s : 達成度合は100%であり、

特に優れた成果が得られた

a : 達成度合は90%以上であ  
つた

b : 達成度合は50%以上90%

c : 達成度合は50%未満であ  
つた

d : 達成度合は50%未満であ  
り、その要因は法人の著し  
く不適切な業務運営にあつ  
た

センターが発表した14件のプレスリリース  
は、すべて即日ホームページに掲載した。  
達成度合：100%（14件/14件）

a

◇各種情報の中から、利用者  
が必要な情報を検索できるシ  
ステムについて、より詳細な情報検索できるよ

平成15年度に導入した「サイト内検索」シス  
テムについて、より詳細な情報検索できるよ

a	<p>う改善した。「食の安全・安心情報交流ひろばホームページ」についても「センターホームページ」から検索出来るよう改善した。</p> <p>s : 改善を行った。又は必要な改善を行った。      a : 設置し、又は必要な改善を行った。      c : 設置せず、又は必要な改善を行わなかった。      d : 設置せず、又は必要な改善を行わなかった。</p>	<p>「食の安全・安心情報交流ひろば」メールマガジンを計51回発信した。ホームページ及び各種講習会等で広報に努めた結果、平成16年度最終号では2,822通（平成15年度最終号比135%）まで増加した。</p> <p>s : 設置し、情報を発信した。      a : 設置し、希望者に受付窓口を設置し、情報を発信した。      c : 設置せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた。</p>	<p>◇電子メール利用者のためにホームページ上に受付窓口を設置し、希望者に情報をお問い合わせし、情報を発信した。</p> <p>s : 設置し、情報を発信した。      a : 設置せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた。</p>	<p>◇年次計画に基づき、電子フォーラムを3回開催し、合計で13,302回の閲覧等のアクセス及び75件の投稿があつた。</p> <p>s : 開催し、特に優れた成果が得られた。      a : 開催した。      c : 開催しなかつた。      d : 開催せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた。</p>	<p>【事業報告書の記述】      地方公共団体の消費生活センター等を主な対象として、広報誌「大きな目小さな目」を毎回6,000～6,500部）発行した。また、各セミナーに連絡した。</p> <p>(4) 広報誌を概ね2ヶ月に1回の割合で年6回以上発行する回の割合で年6回以上発行するなどともに、各種のビデオ、パンフレット等を</p>
---	---	--	---	--	--

作成する。また、電子メールマガジンを年12回以上発信する。

ビデオ及びパンフレットを作成する。なお、広報企画等に当たつては、内容を予め各委員会で審査する。また、地域エンジニアの実情を踏まえ、各地域ペーパーにて、地域情報紙等を活用してからに、電子メール情報を毎月2回配信する。希望者に必要な情報提供を行なうため、ジンジャーを毎月2回配信することで、ジンジャーを毎月2回配信する。

センターにおいて地域情報紙を合計44回（18,149部）発行した。 【広報誌の主な掲載内容】 <ul style="list-style-type: none"><li>・食のサイエンス、商品知識（食品等特性把握調査等）</li><li>・行政情報</li><li>・迅速な情報提供を行うため、品質表示に関する技術情報、特別調査に關する情報、消費者向いメント情報等を零どする電子メールマガジンを51回（配信数128,102通）配信した。</li><li>・食品安全・安心に関する啓発ビデオ「見ていいますか？食品の表示」を170本作成し、配布した。</li></ul>	
a : 計画値の達成度合は100%以上であった。	b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった。
c : 計画値の達成度合は70%未満であった。	d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の着しく不適切な業務運営にあった。
a : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった。	b : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の着しく不適切な業務運営にあった。

△各地域センターにおいて、必要に応じ地域情報紙を作成し、配布した。特に優れた成果が得られた。	
a : 作成・配布した	b : 作成しなかった
c : 作成せず、その要因は法人の着しく不適切な業務運営にあった	d : 作成した
a : 作成・配布した	b : 作成しなかった
c : 作成せず、その要因は法人の着しく不適切な業務運営にあった	d : 作成した

△各地域センターにおいて、必要に応じ地域情報紙を作成し、配布した。	
a : 行政情報	b : 行政情報
c : 食のQ&A（消費者相談）	d : 食のQ&A（消費者相談）
a : 行政情報	b : 行政情報
c : 食のQ&A（消費者相談）	d : 食のQ&A（消費者相談）

◇電子メールマガジンを年

12回以上発信した。

s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた。  
a : 計画値の達成度合は100%以上であった。  
b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった。  
c : 計画値の達成度合は70%未満であった。  
d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の着しく不適切な業務運営にあった。

メールマガジンの配信回数について、読者の利便性を考慮して、年度計画の配信回数を中期計画の「年12回以上」から「毎月2回」(年24回)とした。  
達成度合：213% (51回/24回)

a

- 畜林水産省関係部局と連携し、必要に応じて農林水産省が行うパブリックコメントに係る説明会を開催する。

◇地方公共団体が行つておる消費生活展等を主催する事例  
s : 派遣された  
a : 派遣した  
c : 派遣しなかった事例があつた  
d : 派遣しなかった事例がありません  
e : 派遣員は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

(イ) 地方公共団体が行つておる消費生活展等を主催する事例  
s : 派遣された  
a : 派遣した  
c : 派遣しなかった事例があつた  
d : 派遣員は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

- ・ 地方公共団体が行つておる消費生活展等を主催する事例  
s : 出展し、消費者相談受付窓口を開設した。  
a : 出展し、小中学校が取り組む「総合的な学習の時間」へ要請に応じて職員を28回派遣した。

【その他特記事項】  
要請に基づく学習会に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.6であった。「総合的な学習の時間」に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.4であった。

◇地方公共団体が主催する消費生活展等を主催する事例  
s : 出展し、特に優れた成果

来場者に対してアンケート調査を実施した結果、改善点等の意見はなかった。

a



樹皮マニュアルを作成する。



分析対象も容易に把握する。また、費用を最小化するためには、機器の選定と操作法の確立が重要である。機器の選定では、測定範囲、精度、操作性などを考慮する。操作法の確立では、測定条件の設定、測定手順の作成、測定結果の評価方法などを定める。

- する消費を自ら機消する費開企め止をよ相に設置又は「部屋」等のものに、特に起因する防原困充つづく（の）の、勢に、相に設置又は「部屋」等のものに、特に起因する防原困充つづく（の）の、勢に、

○ 消費者相談への適切な対応に係る品目を示す。消費者は、表示された食品の性質に応じて、消費し、録音して貯蔵する。また表示内容を記録して貯蔵する。

- 速な処理に努めた。

また、相談内容の傾向の解釈等をし、消費者啓発、調査研究等のテーマの選定等に活用した。

食品等の消費者被害の教訓、防止を目的とした「食品等の原因の分析及び評価等消費者被害相談件数」(消食)と、「食品等の内数)」に対する情報提供を行った。

地域の実情に応じた方法にシナジー効果をもたらすことを6回開催した。

また、「消費者センター」に設置していなかった「消費者センター」又は「消費者センター」において常設展示を行った。また、期間を定めておいて常設展示を行った。

本部及び各地域センターは、計27回実施した。

本部においては、さいたま新都心インフォオーメンションセンターを活用し、消費者に対する情報提供に努めた。

「食品表示110番(フリーダイヤル)」を445件受け付けた。また、食品の品質表示の一層の効率的な消費者相談事例を監視業務に農林水産省関係部局に報告した。

相談処理規程及び消費者相談事例を見直しを行った。また、現行の消費者相談事例を74件追加し、ホームページににおいて情報提供した。

□消費者相談対応マニュアルを作成するとともに、定期的に、必要に応じて改直した。  
△：作成し、又は必要な改正是行われた。  
□：作成し、又は必要な改直は行われた。

○ 消費者対応業務を行う機関としての対外的な情報発信を確保するため、消費者相談業務に關する苦情等の処理を行なう。	(b) 消費者、流通業者及び団体を対象として、JAS制度及びJAS規格の普及啓発のための講習会を開催する。	(i) 消費者、流通業者及び団体を対象として、JAS制度及びJAS規格の普及啓発のための講習会を開催する。	○ 消費者、流通業者等及び生産情報公表に係るJAS規格等について正しく理解させたための講習会（JAS制度普及啓発講習会）を各セミナーごとに1回以上開催する。	△ JAS制度及びJAS規格の普及啓発のための講習会を開催した。			
				(a) 消費者、流通業者等及び生産物及び農産物加工品について知ろう」等をテーマとして各セミナー1回以上、合計12回開催した。			
○ 消費者対応業務を行なう機関としての対外的な情報発信を確保するため、消費者相談業務に關する苦情等の処理を行なう。	(b) 消費者、流通業者及び団体を対象として、JAS制度及びJAS規格の普及啓発のための講習会を開催する。	(i) 消費者、流通業者及び団体を対象として、JAS制度及びJAS規格の普及啓発のための講習会を開催する。	○ 消費者、流通業者等及び生産情報公表に係るJAS規格等について正しく理解させたための講習会（JAS制度普及啓發講習会）を各セミナーごとに1回以上開催する。	△ JAS制度及びJAS規格の普及啓發のための講習会を開催した。			
				(a) 消費者、流通業者等及び生産物及び農産物加工品について知ろう」等をテーマとして各セミナー1回以上、合計12回開催した。			
○ 消費者対応業務を行なう機関としての対外的な情報発信を確保するため、消費者相談業務に關する苦情等の処理を行なう。	(b) 消費者、流通業者及び団体を対象として、JAS制度及びJAS規格の普及啓發のための講習会を開催する。	(i) 消費者、流通業者及び団体を対象として、JAS制度及びJAS規格の普及啓發のための講習会を開催する。	○ 消費者、流通業者等及び生産情報公表に係るJAS規格等について正しく理解させたための講習会（JAS制度普及啓發講習会）を各セミナーごとに1回以上開催する。	△ JAS制度及びJAS規格の普及啓發のための講習会を開催した。			
				(a) 消費者、流通業者等及び生産物及び農産物加工品について知ろう」等をテーマとして各セミナー1回以上、合計12回開催した。			
【事業報告書の記述】 消費者対応業務において苦情等の申立があつた件については、苦情処理規程類に基づき処理した。							
【事業報告書の記述】 消費者が自ら行うリスクコミュニケーションの実施に對し、指導及び助言をし要請に基づく指導及び助言を行なった。							
【事業報告書の記述】 消費者団体等からの要請がなかつたため、行わなかつた。							

<p>(カ) 収集し、整理した食品のリスク情報を、企業等から収集する情報及び事故情報(リコール情報及び事故情報を含む。)をホームページ上で公開する。</p>	<p>○ 海外、企業等から収集したリスク情報を、企業等が事故情報(リコール情報及び事故情報を含む。)をホームページ上で公開する。</p>	<p>◇収集・整理した食品のリスク情報を、企業等から収集する情報をホームページ上で公開した。</p>	<p>a : 事業報告書の記述</p> <p>[事業報告書の記述] 事業報告書の記述したリスクに関する情報及び事故情報(リコール情報及び事故情報を含む。)をホームページ上で公表した。</p>
		<p>s : 公開し、特に優れた成果が得られた場合にあつた。</p> <p>b : 公開した</p> <p>c : 公開しなかつた</p> <p>d : 公開せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた</p>	<p>a : 事業報告書の記述</p> <p>[事業報告書の記述] 事業報告書の記述したリスクに関する情報及び事故情報(リコール情報及び事故情報を含む。)をホームページ上で公表した。</p>
<p>(イ) 効果測定システムの構築と結果の活用(2)及びアの(1)の講習会及び研修会におけるアンケート調査を実施するなどと併せて、広報誌等による内容を実施するなどと併せて、ホームページ等を通じてその内容を供給する等の評価を踏ま一等を評価する。顧客満足度は5段階評価で3.5以上事業年度を通じて3.5以上も情報等を踏まえ、分かり易さを踏まえ、消費者の満足度を評価する。顧客満足度は5段階評価で中期目標の各事業年度を通じて3.5以上また、評議会を開催し、提携する有識者を含めて各事業年度に1回以上検討を行う。</p>	<p>○ 中期目標の期間中の各事業年度の顧客満足度：5段階評価で3.5以上</p>	<p>効果測定システムの構築と結果の活用(2)及びアの(1)の講習会及び研修会におけるアンケート調査を実施するなどと併せて、広報誌等による内容を実施するなどと併せて、ホームページ等を通じてその内容を供給する等の評価を踏ま一等を評価する。顧客満足度は5段階評価で中期目標の各事業年度を通じて3.5以上また、評議会を開催し、提携する有識者を含めて各事業年度に1回以上検討を行う。</p>	<p>○ 効果測定システムの構築と結果の活用(2)及びアの(1)の講習会及び研修会におけるアンケート調査を実施するなどと併せて、広報誌等による内容を実施するなどと併せて、ホームページ等を通じてその内容を供給する等の評価を踏ま一等を評価する。顧客満足度は5段階評価で中期目標の各事業年度を通じて3.5以上また、評議会を開催し、提携する有識者を含めて各事業年度に1回以上検討を行う。</p>
		<p>イ 効果測定システムの構築と結果の活用(2)及びアの(1)の講習会及び研修会におけるアンケート調査を実施するなどと併せて、広報誌等による内容を実施するなどと併せて、ホームページ等を通じてその内容を供給する等の評価を踏ま一等を評価する。顧客満足度は5段階評価で中期目標の各事業年度を通じて3.5以上また、評議会を開催し、提携する有識者を含めて各事業年度に1回以上検討を行う。</p>	<p>○ 次の業務においてアンケート調査等による効果測定を行い、顧客満足度は、5段階評価で3.5以上を目標とする。</p> <p>○ 各種講習会及び研修会</p> <p>・講師派遣</p> <p>・ホームページ</p> <p>・広報誌</p> <p>○ 効果測定の結果を踏まえ、提供情報等の向上に資する方策を検討するため、消費者を対応業務推進委員会を開催し、その結果を反映する。</p> <p>○ え、より易さを評価するため、かかる方法等で消费者を評価する。評価方法等について、評価方法を必要に応じて改善する。</p>
<p>(カ) 収集し、整理した食品のリスク情報を、企業等から収集する情報及び事故情報(リコール情報及び事故情報を含む。)をホームページ上で公開する。</p>	<p>○ 海外、企業等から収集したリスク情報を、企業等が事故情報(リコール情報及び事故情報を含む。)をホームページ上で公開する。</p>	<p>◇収集・整理した食品のリスク情報を、企業等から収集する情報をホームページ上で公開した。</p>	<p>a : 事業報告書の記述</p> <p>[事業報告書の記述] 事業報告書の記述したリスクに関する情報及び事故情報(リコール情報及び事故情報を含む。)をホームページ上で公表した。</p>
		<p>s : 公開し、特に優れた成果が得られた場合にあつた。</p> <p>b : 公開した</p> <p>c : 公開しなかつた</p> <p>d : 公開せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた</p>	<p>a : 事業報告書の記述</p> <p>[事業報告書の記述] 事業報告書の記述したリスクに関する情報及び事故情報(リコール情報及び事故情報を含む。)をホームページ上で公表した。</p>
<p>(イ) 効果測定提供業務の改善措置を図るため、提供方法について効果測定を行なう等、測定を講じる。</p>	<p>○ 海外、企業等から収集したリスク情報を、企業等が事故情報(リコール情報及び事故情報を含む。)をホームページ上で公開する。</p>	<p>効果測定提供業務の改善措置を図るため、提供方法について効果測定を行なう等、測定を講じる。</p>	<p>○ 次の業務においてアンケート調査等による効果測定を行い、顧客満足度は、5段階評価で3.5以上を目標とする。</p> <p>○ 各種講習会及び研修会</p> <p>・講師派遣</p> <p>・各種講習会及び研修会</p> <p>・食生活指針普及啓発講習会</p> <p>・消費者行政施策普及啓発講習会</p> <p>・JAS制度普及啓発講習会</p> <p>・中央研修</p> <p>・ロック研修</p> <p>・個別研修</p> <p>・講師派遣</p> <p>・食生活指針普及啓発講習会</p> <p>・総合的学習時間</p> <p>・要請に基づく講師派遣</p> <p>・その他の講習会講師派遣</p> <p>・ホームページ</p> <p>・メールマガジン</p> <p>・広報誌</p>
		<p>イ 効果測定提供業務の改善措置を図るため、提供方法について効果測定を行なう等、測定を講じる。</p>	<p>○ 次の業務においてアンケート調査等による効果測定を行い、顧客満足度は、5段階評価で3.5以上を目標とする。</p> <p>○ 各種講習会及び研修会</p> <p>・講師派遣</p> <p>・各種講習会及び研修会</p> <p>・食生活指針普及啓発講習会</p> <p>・消費者行政施策普及啓発講習会</p> <p>・JAS制度普及啓発講習会</p> <p>・中央研修</p> <p>・ロック研修</p> <p>・個別研修</p> <p>・講師派遣</p> <p>・食生活指針普及啓発講習会</p> <p>・総合的学習時間</p> <p>・要請に基づく講師派遣</p> <p>・その他の講習会講師派遣</p> <p>・ホームページ</p> <p>・メールマガジン</p> <p>・広報誌</p>

的に推進するための方策等を検討した。  
個別の研修生ごとに研修の結果に対して実施したアンケート調査の結果においては、個別業務改善の評価満足度が3.5未満であるとともに、消費者を対応業務委員会に反映させることで、消費者を改善した。  
業務講習会、広報誌等による提供情報の内容の評価を検討した結果、評価システムの機能性はなかつたが、情報提供について、  
価値方法の必要性はなかつたが、情報提供について、  
顧客満足度を直接把握のためのアンケートについて、  
その内容を見直した。

#### 【その他特記事項】

利用者がから多くの意見が得られるよう、センターホームページ及び全国版広報誌にアンケートへの協力のお願いを掲載したこと、48件の意見が寄せられた。

◇ホームページ等を通じてそ  
の内容を評価するシステム  
を構築するとともに、定期的  
な見直しを行って改  
善を行った。

s : 構築し、又は必要な改善  
を行ない、特に優れた成果  
を得られた

a : 構築し、又は必要な改善  
を行ない、若しくは見直しの  
結果、改善の必要がなかつ  
た

c : 構築せず、又は必要な改  
善を行わなかつた

d : 構築せず、又は必要な改  
善を行わなく、その要因は法  
人の著しく不適切な業務運  
営にあつた

講習会等の情報提供の形態ごとにアンケート  
を活用した顧客満足度の測定を実施した結果は  
以下のとおりであった。

講習会	4.1
研修会	4.2
講師派遣	4.6
ホームページ	3.9
メールマガジン	3.9
広報誌（全国版）	4.1

◇提供情報等に関する顧客満  
足度が5段階評価で3.5以上で  
あつた。  
s : 3.5以上であり、特に優  
れた成果が得られた  
a : 3.5以上であつた  
c : 3.5未満であつた  
d : 3.5未満であり、その要  
因は法人の著しく不適切な  
業務運営にあつた

平成15年度及び16年度の検討会の検討結果を  
踏まえ、ホームページ、リスク情報の収集整理

◇外部の有識者を含めた検討  
会を1回以上開催し、提供情

a  
の方法等の改善を行つた。なお、平成16年度の検討会の結果、一部の項目については、検討会の結果を踏まえ、平成17年度の業務に反映させる。

b : 開催し、必要な改善が得られれた。  
c : 開催し、必要な改善を行つた。又は検討の結果、改善の必要がなかつた。  
d : 開催せせず、又は必要な改善を行わなく、その要因は法運人の著しく不適切な業務運営にあつた。

○農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導

2 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導

2 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導

A	指標の総数 : 50
	評価 s の指標数 : 0 × 3 点 = 0 点
	評価 a の指標数 : 50 × 2 点 = 100 点
	評価 b の指標数 : 0 × 1 点 = 0 点
	評価 c の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点
	評価 d の指標数 : 0 × -1 点 = 0 点
	合計 100 / 100 = 100 %

【事業報告書の記述】  
平成15年度の検査において不適合率が高い乾燥率約30%以上)7品目に加え、平成14年度の検査で不適合率が高かつた品目のうち、平成15年度の検査で実施率を高くすることができなかつた4品目にについても、平成16年度の検査において実施率を高くした。

s : 高くした。  
c : 高くしなかった。  
d : 高くせず、その要因は法運人の著しく不適切な業務運営にあつた。

△前年度の検査において不適合率が高い品目等の実施率を前年度に比べて高くした。前年度に遅れた成果が得られた。  
a : 高くした。  
c : 高くしなかった。  
d : 高くせず、その要因は法運人の著しく不適切な業務運営にあつた。

(1) 品質表示基準の遵守状況の確認のための検査  
(表示監視業務)  
表示の真正性を確認するため、生鮮食品の買上検査(生鮮食品検査)及び加工食品の買上検査(加工食品検査)を行う。なお、加工食品表示を的確に行うた場合、それ以下の措置を講ずる。

△産地の確認等のため買上検査を30件以上実施した。  
a : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた。

○生鮮食品の原産地表示等の事業形態調査が必ず地表示等の実態調査を実施する。この場合、検査率的に行うたため、前年度の検査において不適合率が高い品目等について点検を行う。

△産地の確認等のため買上検査を30件以上実施した。  
a : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた。

ア 生鮮食品検査  
○ 各事業年度300件以上

【事業報告書の記述】  
産地判別等のための検査及び農林水産省と連携した表示に係る特別調査として、生鲜食品の検査を616件実施した。

○ 生鮮食品の原産地表示等のための検査  
a : 計画値の達成度合は100%

△生鮮食品の原産地表示は、原産地表示等の実態調査が必ず地表示等の実態調査を実施する。この場合、検査率的に行うたため、前年度の検査において不適合率が高い品目等について点検を行う。

ア 生鮮食品の原産地表示  
○ 各事業年度300件以上

め買上検査を各事業年度  
300件以上行う。

- b : 計画値の達成度合は70%以上である。
- c : 計画値の達成度合は70%未満であった。
- d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた。

- 特別栽培農産物等のうち、農薬を使用していなかったものについて、表示の整合性の確認のための分析を行う。

- ◇ 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの普及及推奨農産物（無農薬栽培に限る。）の表示の整合性の確認分析を行つた。  
s : 確認分析が得られた成績が農林水産省に通知された。
- a : 確認分析を行つた。
- c : 確認分析を行わなかつた。
- d : 確認分析を行わせず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた。

- ◇ 表示の整合性確認分析の結果を農林水産省に通知した。  
s : 通知し、特に優れた成果が得られた。
- a : 通知した。
- c : 通知しなかつた事例があつた。
- d : 通知しなかつた事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた。

- ・「天然」及び「養殖」表示に係るマダイ、ブリ等の脂肪酸組成等の検査 300件
- ・「無農薬」等の表示がある農産物の残留農薬検査 286件

【その他特記事項】  
達成度合：205%（616件/300件）

【事業報告書の記述】

無農薬栽培農産物等の表示の整合性の確認のため、農作物8件の残留農薬の分析を行つた。その結果、残留農薬は検出されなかつた。

【その他特記事項】

無農薬栽培等の表示の整合性の確認分析8件のほか、農林水産省と連携して実施した「無農薬」等の表示に係る農産物の特別調査において、286件の残留農薬の分析を行つた。

特別調査の確認分析の結果を農林水産省に報告した後、農林水産大臣の指示を受けて立入検査を1件実施したほか、農林水産省の依頼に基づく任意調査を4件実施した。

【事業報告書の記述】

加工食品の検査は、既存の品質表示基準製品以外の加工食品に重点を置き、過去の調査結果、地域バランス等の事業規模、製造するどもに食品表示基準が適用されない10番等の情報を利用し、5,071件実施した。その結果、482件について文書による是正指導を行つた。

【その他特記事項】

新たに品質表示基準が定められた加工食品等

- ◇ 加工食品の品質表示基準の検査については、新しく定められた加工食品表示基準が中期目標期間中間に品目見直しが行われた場合に、品質表示基準が中期目標期間中に品目見直しが行われた場合に品目見直しに重きを置いた。
- s : 重点的に選定し、特に優れた成果が得られた。
- a : 重点的に選定した。

- 加工食品検査は、横断的加工食品及び中期目標期間中基準表示基準別品目見直しに重きを置いた。品目見直しが前年度が高いために品目見直し並びに不適合率を引き上げて不適合率を選定し、品質表示の正性の確認検査を5,000件

- 加工食品の品質表示基準の検査については、新しく定められた加工食品表示基準が中期目標期間中に品目見直しが行われた場合に、品質表示基準が中期目標期間中に品目見直しが行われた場合に品目見直しに重きを置いた。加工食品を勘定する場合、製造業者等のバランス等を選定する場合、地域バランス等を選定する。

- 加工食品の品質表示基準の検査：各事業年度5,000件以上

ることとし、各事業年度  
に5,000件以上実施する。

以上実施する。また、必  
要に応じ製造業者等に内  
容を確認するため  
の調査を行う。

c : 重点的に選定しなかった  
d : 重点的に選定せず、その  
要因は法人の著しく不適切  
な業務運営にあった

の品目を重点的に選定し、その比率を71.5%  
(5,071件のうち、3,628件)とした。

加工食品の品質表示基準の検査5,071件のうち、農林水産省と連携した特別調査として、そば加工品のそば粉含有率の調査を300件実施した。  
達成度合：101%（5,071件/5,000件）

◇加工食品の品質表示基準の検査を5,000件以上実施した。  
s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた。  
a : 計画値の達成度合は100%以上であった。  
b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった。  
c : 計画値の達成度合は70%未満であった。  
d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇加工食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、事業所数、地域バランス等を勘案して対象食品を選定した。  
s : 勘案して選定し、特に優れた成果が得られた。  
a : 勘案して選定した。  
c : 勘案して選定しなかった。  
d : 勘案して選定せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

平成13年工業統計表（品目編）等を参考に、品目ごとの製造業者等の事業規模、事業所数、地域バランス、前年度の検査実績等を勘案して対象食品を選定した。  
a

◇検査の結果に基づき、必要な指導を行った。  
s : 必要な指導を得られた。  
a : 必要な指導を行った。  
c : 必要な指導を行わなかつた。  
d : 必要な指導があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった。

運営にあつた

- 加工食品の検査に際して、  
加工食品の表示が食品と紛らわしい  
有機農産物の表示を付しているもの  
について、格付の表示と並んで、  
表示対象外の食品に対する表示を行  
う。

◇検査を効率的に行うための検  
査時に、有機農産物加工食品も  
(格付の表示を付していけるもの  
のを除く。) 又はこれと紛ら  
わしい名称の表示をしていて行  
う。  
s : 検査を行い、特に優れた  
成果が得られた  
a : 検査を行った  
c : 検査を行わなかつた  
d : 検査を行わなく、その要因  
は法入の著しく不適切な業  
務運営にあつた

◇検査の結果に基づき、必要  
に応じて販売業者等に対し指  
導を行つた。  
s : 必要な指導を行わなかつ  
た成績が得られた  
a : 必要な指導を行わなかつ  
た事例があつた  
c : 必要な指導を行わなかつ  
た事例があり、その要因は  
法人の著しく不適切な業務  
運営にあつた

- 【事業報告書の記述】  
有機農産物加工食品又はこれと紛らわしい名  
称の表示に関する調査を27件について実施し  
た。その結果、13件については表示が不適正  
であつた。  
遺伝子組換え表示対象外の食品に遺伝子組換  
え表示がある加工食品1件について調査を実施  
し、文書による是正指導を行つた。

【その他特記事項】  
品質表示基準の検査対象品である加工食品の  
購入に併せて、小売店の店頭ににおいて有機農産物  
加工食品と紛らわしい表示を付している製品  
等27件について、「有機原材料使用」等の表示  
が適切であるかどうかを確認するため購入者  
へ問い合わせ及び必要書類の  
確認を行つた。

有機農産物加工食品と紛らわしい表示を付し  
ている製品の検査を行つた結果13件に不適切な  
表示が認められ、うち12件については販売業者  
等に対し指導を行い、1件については別途実施  
している任意調査の結果を受けて対応すること  
としている。

【事業報告書の記述】  
遺伝子組換え確認分析は、製造業者等の事業  
規模、地域バランス等を勘案して368件実施し  
た。遺伝子組換え確認分析の結果、遺伝子組換  
えDNAが検出されたもの等177件及び分離生産流通  
管理の調査での再確認分析3件のうち、168件に  
ついて分別生産流通管理の調査を行つた。その  
結果、不適切な管理が認められたものは1件あり、  
文書による是正指導を行つた。  
なお、分別生産流通管理の調査未了分9件につ  
いては、平成17年度に引き続き調査を行うこ

運営にあつた

- 検査を実施する場合、  
加工食品の表示が食品と紛ら  
わしい名称の表示を付してい  
るもの及び遺伝子組換え表  
示対象外の食品があるもの  
について調査を行つた。

s : 検査を行つた  
a : 検査を行つた  
c : 検査を行わなかつた  
d : 検査を行わなく、その要因  
は法入の著しく不適切な業務  
運営にあつた

◇検査の結果に基づき、必要  
に応じて販売業者等に対し指  
導を行つた。  
s : 必要な指導があつた  
a : 必要な指導を行わなかつ  
た事例があり、その要因は  
法人の著しく不適切な業務  
運営にあつた

◇遺伝子組換え食品の品質表  
示基準の検査を300件以上実  
施した。  
s : 計画値の達成度合は100  
%以上であり、特に優れた  
成果が得られた。  
a : 計画値の達成度合は100  
%以上であった。  
b : 計画値の達成度合は70%  
以上100%未満であった。  
c : 計画値の達成度合は70%  
未満であった。

- 遺伝子組換え確認分析  
は、遺伝子組換えの事業規  
模、地域バランス等を勘  
案して対象製品を選定し、  
350件行つた。
- 遺伝子組換え確認分析  
の結果、遺伝子組換え農  
産物の分別生産流通管理  
の実施に疑義があつた場  
合には、製造業者、流通

ウ 質表示基準の検査等のスケ  
ジュールは、製造業者等を勘  
案して対象製品を選定年  
度に300件以上実施する。

<p>d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の着しく不適切な業務運営にあつた。</p>	<p>◇遺伝子組換え食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象製品を選定した。 s : 勘案して選定し、特に優れた成果が得られた a : 勘案して選定した c : 勘案せずに選定した d : 勘案せずに選定し、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた</p>	<p>◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対し指導を行つた。 s : 必要な指導を行い、特に優れた成果が得られた a : 必要な指導を行つた b : 必要な指導を行わなかつた事例があつた d : 必要な指導を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた</p>	<p>【その他特記事項】 遺伝子組換え食品に対する消費者の不安に対応するため、前年度に引き続き年間計画を350件としました。 達成度合：105%（368件／350件）</p> <p>加工食品に対する対象農産物の使用実態及び流通実態、地域バランス等を勘案し、検査対象製品を選定した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 表示監視業務の実施において、農林水産省関係部局と連携し、以下の特別調査を行つた。 ・「天然」及び「養殖」表示に係るマダイ、ブリ等の脂肪酸組成等の調査 ・「無農薬」等の表示のある農産物の残留農薬調査 ・「そば加工品」のそば含有量調査</p>
---	--	--	--	---

農林水産省関係部局及び都道府県からの技術支援等の要請があつた11件について対応した。農林水産省から各地の要請により「地域名称を冠した食品」についての調査を249件行つた。

生鮮食品検査・報告件数		検査(報告)
生鮮食品検査		616(47)
産地別別等のための検査		30(0)
無農薬栽培農産物		8(0)
無伝子組換え表示の調査		15(0)
農林水産省からの要請		7(0)
マダイ、ブリ等の特別調査		300(21)
[無農薬等]表示の特別調査		286(26)

**注**：協議内の数字は、農林水産省に報告した件数である。

加工食品検査・指導等出数	検査	指導・改善
加工食品検査	5,071	482 421
有體の表示がされた農産物	27	12 10
遠伝子相換え食 品表示	353	1 . 0
遠伝子組換え表示対象外		
の食品遺伝子組換え表示	1	1 1
それ以外の加工食品	4,699	468 419

JAS規格の定期見直しに係る調査分析等においては、不適正な表示が認められたものの24件についても、製造業者等に対し文書による是正指導を行った。表示監視業務を行う機関としての対外的な信頼性を確保するため、表示監視業務に関する内部監査を行った。

- 110種等により受け正規化を実現するにあつては、業者等の対応に努める(並用等の調査)。
  - 110種等により受け正規化を実現するにあつては、業者等の対応に努める(並用等の調査)。
  - 110種等により受け正規化を実現するにあつては、業者等の対応に努める(並用等の調査)。
  - 110種等により受け正規化を実現するにあつては、業者等の対応に努める(並用等の調査)。
  - 110種等により受け正規化を実現するにあつては、業者等の対応に努める(並用等の調査)。

表示監視業務においては、苦情等の申立はないかった。

(2) 登録認定機関等に対する技術上の調査  
 (JASS規格制度監視委員会)

（以下「登録認定機関等」という。）の登録に並びに最新時並びに登録係の更なる技術上の問題等を適正に行う。

## (2) 登録認定機関等に対する技術上の調査（JASS規格制度監視業務）

○ 定められた職員によって対応状況を調査する調査員による調査等の資格を有する者と、それを監査する監査官とをも別にする。このことを「ムーラン法」と呼ぶ。この法律は、監査官が監査官であることを証明する手帳を交付する。監査官は、監査官であることを証明する手帳を交付する。

### 【事業報告書の記述】

【事業報告書の記述】  
農林水産省関係部局の要請に基づき、以下の農業機械等の登録、手数料及び業務規程の認定登録認可に係る技術上の調査を実施し、農林水産省

登録認定機関等の登録等調査		新規 変更	
登録認定機関	登録調査	112	79
	手数料調査	113	19
	業務規程調査	113	31
登録外国認定機関	登録調査	3	1
	手数料調査	3	0
	業務規程調査	3	0
登録格付機関	登録調査	4	0
	手数料調査	4	6
	業務規程調査	4	10
	登録調査	119	80
	手数料調査	20	25
	業務規程調査	20	41
		計	

平成16年度に登録され、認定業務を開始した登録認定機関について認定業務の実施状況を調査するための調査を行った。登録等調査の公平性、信頼性の認可、業務規程の認可に登録する技術上の問題を有する職員により調査チームを構成するため、調査員ごとに技術委員会を開催した。

【その他特記事項】  
平成16年6月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行った。

する。

- a : 実施しなかった
- c : 実施せず、その要因は法人の要因は業務運営にあつた
- d : 実施せず、その要因は技術上の要因は業務運営にあつた

- ◇登録等の申請の審査に対する結果等の申立てが1件あり、申請等の調査に係る苦情等を解決するため措置を設置・運営した。
  - s : 成果が得られた
  - a : 説明が得られなかった
  - c : 説明が得られなかつた
  - d : 説明者と不適切な業務運営にあつた

- 登録後ににおける技術上の調査の回数：機関毎に各事業年度1回以上
- イ 日本農林規格による農林物資の格付並びに品質の表示についての技術上の調査を全機関について各事業年度に1回以上行い、必要に応じて是正のための指導を行う。

- イ 登録認定機関等に対する監査登録認定機関等の登録後におけり業務の実施されため、登録認定の機関等に対する監査及び指導（以下「監査」という。）を行なうとともに、(4)に定める立会調査も遂行をとるため、なほ、等の事業所は、又は格付監査を実施する機関等による調査（以下「事業所調査」という。）を行なう。監査は、(4)に定める立会調査及び格付監査と連動して行なう。
- △登録格付機関に対する技術上の調査を全機関について回以上行った。
  - b : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた。
  - a : 計画値の達成度合は100%以上であった。
  - b : 計画値の達成度合は70%

当該業務に係る苦情等の申し立てが1件あり、苦情処理規程類に基づき是正処置等を実施するごとに、申立者に対して経緯等を説明した。

a

【事業報告書の記述】  
登録格付機関に対する監査を以下のようにおこなった。  
機関に対しても年度途中に格付け業務停止)  
・飲食料品及び油脂  
・林産物  
計 13機関（80事業所）  
2機関（95事業所）  
15機関（175事業所）

【その他記事項】  
平成14年度の食品表示に関する行政評価・監視結果に基づく勧告を踏まえ、対象登録格付機関に対する監査計画を策定し、各センターごとに進行管理表に基づく監査を行なった。その結果、各センターが実施した監査における調査未実施項目の有無について確認したところ、各センターとも未調査項目はなかつた。

b

達成度合：100%（15機関/15機関）

いても、監査対象とする。 〔登録認定機関〕 ・飲食料品：16機関 ・生糸：1機関 ・一 般 材、押角、耳付材、耳付板、単板及び床版：3機関 ・地點肉、有機農産物及び有機農産物加工品：73機関 ・生産情報付機関	以上100%未満であった。 c：計画値の達成度合は70% d：計画値の未満であった。未満であり、その要因は法人の営業著しく不適切な業務運営にあつた。	△登録格付機関の事業所調査開始後30日以内に農林水産省へ調査結果を通知した。 達成度合：100%（15機関/15機関）			
〔登録外國認定機関〕 ・飲食料品及び床版：16機関 ・その他の農林物質：2機関	s : 30日以内に通知した件数が100%であり、特に遅れ成績が得られた。 o : 30日以内に通知した件数が90%以上であった。 b : 30日以内に通知した件数が50%以上90%未満であった。 c : 30日以内に通知した件数が50%未満であった。 d : 30日以内に通知した件数が50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた	(注：日数は実労働日数)	△調査の結果に基づき、必要に応じて是正のための指導を行った。 ○監査等に對して是正のための指導を行った場合等には、速やかに農林水産省関係部局へ報告する。 ○監査等に對して是正のための指導を行った場合は、登録認定機関の結果改善状況については、速やかに報告する。	△調査の結果に基づき、必要に応じて是正のための指導を行った。 ○監査等に對して是正のための指導を行った場合は、登録認定機関の結果改善状況については、速やかに報告する。	△登録格付機関に対する接続上の調査が適正であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。 s : 実施し、特に優れた成果
・一般材、押角、耳付材、耳付板、単板及び床版：3機関	○監査は、登録対象機関等に對して是正のための指導を行って1回以上行う。 ○事業所調査において適切な事項を認めめた場合は、正でない事項等に對して是正のための指導を行った。 ○監査等に對して是正のための指導を行った場合は、登録認定機関の結果改善状況については、速やかに報告する。	(注：日数は実労働日数)	○監査等に對して是正のための指導を行った。 ○監査等に對して是正のための指導を行った場合は、登録認定機関の結果改善状況については、速やかに報告する。	○監査等に對して是正のための指導を行った。 ○監査等に對して是正のための指導を行った場合は、登録認定機関の結果改善状況については、速やかに報告する。	平成16年6月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行った。

a : 指導に当たつては、文書指導の要否及び指導内容について、本部に設置した技術委員会で審議した。

b

が得られた  
a : 実施しなかった  
c : 実施せず、その要因は法  
人の著しく不適切な業務運  
営にあつた

- ◇登録格付機関に対する技術  
上の調査についてセンターに  
持ち込まれ苦情等を解決す  
るため苦情処理委員会を設置  
・運営した。  
s : 設置・運営し、特に優れ  
た成績が得られた  
a : 設置・運営した  
c : 設置せず、その要因は法  
人の著しく不適切な業務運  
営にあつた

苦情処理委員会を設置・運営したが、当該業  
務に係る苦情等の申立てではなかつた。

a

ウ 農林物資の品質管理及  
び品質に関する表示についての登録認定機関を全機  
関について各事業者年に応じ  
1回以上行い、必要に応じて是正のための指導を行  
う。

- ◇登録認定機関に対する技術  
上の調査を確実に実施するた  
め、毎年度当初に実施計画を  
定め達行管理を行つた。  
s : 進行管理を行い、特に優  
れた成績が得られた  
a : 進行管理を行つた  
c : 進行管理を行わなかつた  
d : 進行管理を行わせず、その  
要因は法人の著しく不適  
切な対応にあつた。

【事業報告書の記述】

登録認定機関に対する監査を以下のようにおり90  
日に對して各1回実施した。(3機関は年度途  
中)に認定業務廃止)  
・ 飲食料品及び油脂 14機関(14事業所)  
・ 林産物 3機関(10事業所)  
・ 有機農産物等 71機関(71事業所)  
・ 生糸 1機関(1事業所)  
・ 生产情報公表牛肉及び  
生産情報公表豚肉 1機関(1事業所)  
計 90機関(97事業所)

農林水産省における登録外國認定機関の監査  
については、農林水産省関係部局からの調査協  
力要請に適切に対応した。  
・ 林産物 6機関(6事業所)  
・ 有機農産物等 2機関(3事業所)

すべての監査対象機関について1回以上行つ  
た。登録認定機関等に対する監査の結果、軽微な  
問題点等については、現地で指摘を行うとともに  
に、不適正が認められた65機関(登録認定機関  
に係るもの60機関、登録格付機関に係るもの5  
機関)については、文書により是正勧告した。

また、重大な不適合があると判定した1機関については、直ちに農林水産省へ報告した。  
登録認定機関の計画(監査計画)を作成し、計画的に行うとともに進捗状況を常に把握した。

#### 【その他特記事項】

平成14年度の食品表示に関する行政評価・監視結果に基づく勧告を踏まえ、対象登録認定機関に対する監査計画を策定し、各センターごとに進行管理表に基づく進行管理を行った。その結果、各センターが実施した監査における調査未実施項目の有無について確認したこと、各センターとも未調査項目はなかった。

達成度合：100% (90機関/90機関)

a

◇登録認定機関に対する技術上の調査を全機関について1回以上行った。

- s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた。
- a : 計画値の達成度合は100%以上であった。
- b : 計画値の達成度合は70%以上(100%未満)であった。
- c : 計画値の達成度合は70%未満であった。
- d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の苦しく不適切な業務運営にあった。

登録認定機関90機関すべてについて、事業所開設開始後30日以内に農林水産省へ調査結果を通知した。  
達成度合：100% (90機関/90機関)

a

◇登録認定機関の事業所開設及び監査結果を通知した。

- s : 30日以内に通知した件数が100%であり、特に優れた成果が得られた。
- b : 30日以内に通知した件数が90%以上であった。
- c : 30日以内に通知した件数が50%以上90%未満であった。
- d : 30日以内に通知した件数

が50%未満であった。  
d : 30日以内に通知した件数  
が50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた。

(注：日数は実効労働日数)

◇調査の結果に基づき、必要に応じて是正のための指導を行った。  
s : 指導が得られた成果が得られた。  
a : 指導を行つた。  
c : 必要な指導を行わなかつた。  
d : 必要な指導があつた事例があつた。

s : 指導を行わなく、特に優れた成果が得られた。  
a : 必要な指導を行つた。  
c : 必要な指導を行わなかつた。  
d : 必要な指導があつた。

◇登録認定機関に対する技術上の調査が「通正」であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。

s : 実施し、特に優れた成果が得られた。  
a : 実施した。  
c : 実施せなかつた。  
d : 実施せせず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた。

◇登録認定機関に対する技術上の調査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決する成績が得られた。  
a : 設置・運営した。  
c : 設置せなかつた。  
d : 設置したが、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた。

調査結果に基づき、60機関に対しても指導致行を行った。重大的な不適合が検出された1機関については、直ちに農林水産省へ報告した。  
指導に当たっては、文書指導の要否及び指導内容について本部に設置した技術委員会で審議した。

a  
平成16年6月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行つた。

a  
当該業務に係る苦情等の申し立てが2件あり、苦情処理規程に基づき是正処置等を実施するなどとともに、申立者に對して苦情処理の経緯等を説明することにより、適切に処理した。

務と国際標準との整合性  
並びに技術的確実性を確保するため、国際標準等の考  
え方を導入し、適切な職員のため、  
ISOガイド61及び65等の業務執行指揮  
体制を確立して対してともに、職員のため、  
機関を行う力の向上を図るため、  
技術力執行マニュアルを作成する。

係る信頼性の確保  
登録等調査のため、  
信頼性を確保するため。  
以下の措置を講じる。

○ 国際標準であるISOガイド  
61及び65等の考え方方に  
基づく業務執行体制を維持し、規程類及びマニュアルを必要に応じて見直す。

◇ ISOガイド61及び65等の考え方を取り入れた登録等調査も、監査規程を作成するを行い、監査規程を定期的に見直しを行った。監査規程としての登録等調査及び監査業務を確保するため、当該業務についての内部監査を実施した。登録等調査及び監査業務において苦情等の申立てが3件には、苦情処理規程類に基づき処理した。

**【事業報告書の記述】**  
登録認定機関等に対する登録等調査及び監査  
を通じての見直しを行った。  
登録等調査及び監査を実施した。

s : 作成し、特に優れた成果を得られた  
b : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要がなかった  
c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかった  
d : 作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

**【その他特記事項】**  
平成16年度に登録等調査・監査関係規程等を以下のことおり制定又は改正した。  
1. 登録認定機関等登録等調査細則  
2. 登録認定機関等監査細則  
3. 登録認定機関等監査細則  
4. 登録外国籍

◇ 登録認定機関に対する指導が登録等調査規程等に基づき適切に行われていることを確認するため、内部監査を1回以上実施した。  
s : 実施し、特に優れた成果が得られた  
b : 実施しなかった  
c : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

**a**  
平成16年6月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行った。

**a**  
平成16年度に業務執行マニュアルを以下のように改正した。  
1. 登録認定機関等監査規程  
2. 登録認定機関等監査規程  
の登録審査に係る農林水産省調査技術センターが行う技術上の調査事務処理マニュアル

◇ 職員の調査技術力の向上を図るために、職員に周知徹底した。  
登録認定機関等監査規程マニュアルを用いて改正を行った。  
s : 作成し、特に優れた成果が得られた

**a**  
平成16年度に業務執行マニュアルを以下のように改正した。  
1. 登録認定機関等監査規程  
2. 登録認定機関等監査規程  
の登録審査に係る農林水産省調査技術センターが行う技術上の調査事務処理マニュアル

- a : 作成し、又は必要な改訂の結果、改正の必要がなかったり、又は必要な改訂を行わなければ、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった
- c : 作成せず、又は必要な改訂を行わなければ、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった
- d : 作成せず、又は必要な改訂を行わなければ、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

- 國際標準に基づく審査のための有資格者の期間中に：中期目標の期間中に8名以上
- 技術上の調査によるデータの均質化及び質の向上を図るために：中期目標の期間中に8名以上

- 登録等調査及び監査による子データを図るために：中期目標の期間中に8名以上
- (7) 職員技術研修計画に基づき、(財)日本適合性認定協会の認定協会の認定するISO9000審査員研修を受講させ、(財)日本審査員会の有資格者を各事業年度に2名程度養成する。

- (7) 職員技術研修計画に基づき、(財)日本適合性認定協会の認定協会の認定するISO9000審査員研修の有資格者を各事業年度に2名程度養成する。

- 技術上の調査を行う職員の資格規程については、必要に応じて見直す。
- (4) 技術上の調査を行う職員の資格規程を設けるとともに、資格規程を満たす職員を養成するため、必ず職員技術研修計画に基づきISO等に関する研修を開催し、担当職員に對し3年に1回以上の受講を義務付ける。

- a : 作成し、又は必要な改訂の結果、改正の必要がなかったり、又は必要な改訂を行わなければ、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった
- c : 作成せず、又は必要な改訂を行わなければ、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった
- d : 作成せず、又は必要な改訂を行わなければ、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

- 登録等調査及び監査による子データを図るために：中期目標の期間中に8名以上
- (7) 職員技術研修計画に基づき、(財)日本適合性認定協会の認定協会の認定するISO9000審査員研修の有資格者を各事業年度に2名程度養成する。

- (7) 職員技術研修計画に基づき、(財)日本適合性認定協会の認定協会の認定するISO9000審査員研修の有資格者を各事業年度に2名程度養成する。
- a : 2名以上養成した  
c : 1名以下しか養成しなかつた  
d : 1名以下しか養成せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

- ISO9000審査員補充資格は、センターハセキルの業務を遂行する上で重要な知識が必要とされ、また、登録認定機関の登録調査等の業務を行いう上でも対外的な信頼が得られる資格であることから、平成16年度は12名の有資格者を養成した。
- 【事業報告書の記述】  
(財)日本適合性認定協会認定のISO9000審査員補研修へ7名及びその他の研修へ5名職員を派遣し、有資格者を養成した。(総数25名)
- 【その他特記事項】  
ISO9000審査員補充資格は、センターハセキルの業務を遂行する上で重要な知識が必要とされ、また、登録認定機関の登録調査等の業務を行いう上でも対外的な信頼が得られる資格であることから、平成16年度は12名の有資格者を養成した。

- ISO9000審査員補充資格は、センターハセキルの業務を遂行する上で重要な知識が必要とされ、また、登録認定機関の登録調査等の業務を行いう上でも対外的な信頼が得られる資格であることから、平成16年度は12名の有資格者を養成した。
- 【事業報告書の記述】  
(財)日本適合性認定協会の業務に係る担当職員登録等調査及ぼす監査等の業務の向上を図るために、職員技術研修中期計画及び年度計画に基づき32名の職員に対し調査員内部養成研修を3回実施した。
- 【その他特記事項】  
職員技術研修計画に基づき

の業務実施のための要件を満たすに、監査技術の維持・向上を実現するにとどめ、内部研修を実施し、担当職員に対し3年に1回以上の受講を義務付ける。

10等に関する研修を実施し、講調担当職員に定期的な教育を行った。

検査担当職員に対しては、調査員内部研修の受講を3年に1回以上義務付けている。

(3) 登録認定機関等の登録及び登録上の更新に際しては、当該申請に係る手続の技術上は、当該期間中に行なうべき手続を、當該期間内に迅速に完了するよう、要請受理後、登録水産省から調査の結果報告書を提出する。

(3) 登録認定機関等の登録及び登録の更新に際しての技術上の当該期間中の調査申請に係る標準の技術は、当該期間中に申請に係る標準を準処理する迅速な結果を得よう。○ 鹿林水産省からのお問い合わせ用紙受付後報告するまでの目標期間：30日以内

定期的に登録するによる

【その他特記事項】  
達成度合：100%（205件/205件）

定期的登録による状況の進歩を示す

a : 30日以内に回答した件数  
が90%以上であった

b : 30日以内に回答した件数  
が50%以上90%未満であつた

c : 30日以内に回答した件数  
d : 30日以内に未満で回答した件数

(注：目數[本]妻勞動日數)

(4) 登録認定機関により認定された製造業者及び生産された林物資の検査

#### (4) 立会調査及び格付品調査等

□ 認定製造業者等に対する調査を350件以上実施した。  
 S : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた  
 a : 計画値の達成度合は100%以上であった  
 b : 計画値の達成度合は70%

【事業報告書の記述】  
登録認定機関等の監査に係る認定製造業者等の立会調査を368件（登録認定機関に係るもの14件）実施し、登録認定機関等の監査に係る認定製造業者等の立会調査の結果、不適正な事項が発見された46件（登録認定機関に係るもの45件、登録格付機関に係るもの1件）。

○ 立会調査は、別  
立会実施以上6  
つき、350件以上  
する。

等の二事件關

c : 計画値の達成度合は70%  
d : 未満であった。  
c : 未満での達成度合は70%  
d : 未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

に対する文書により是正勧告した。

【その他特記事項】  
達成度合：105%（368件/350件）

【事業報告書の記述】  
登録認定機関等の業務が適切に行われているか否かを確認するためのJAS製品の検査にについて、地域バランス等を勘査してJAS製品の検査して728件（登録認定機関に係るものの5件）実施した。また、農林水産省からの要請に基づき、有機農産物認定生産行程監査の一環として431件の農産物及び農産物加工食品の残留農薬の分析を実施した。登録認定機関等の業務が適切に行われているか否かを確認するためのJAS製品検査の結果、不適正な事項があつた51件（すべて登録認定機関に對して、文書により是正勧告した）。

◇JAS製品の検査については、  
製造業者等の事業規模及び地域バランス等を勘査して対象製品を選定した。  
s : 勘査が得られた  
a : 勘査せずに選定した。  
c : 勘査せずに選定し、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた  
d : 勘査せずに選定する。

○ 格付品調査は、登録認定機関の格付機関の格付の認定製造業者等の数及びその格付数量を勘査し、700件以上の調査を実施する。立会調査及び格付品調査の結果に基づいては、登録認定機関等へ通知する事項を認めめた場合には、是正状況を確認する。

○ 登録認定機関の格付機関の格付や登録格付機関等の業務が適切に行われるためのJAS製品の検査について、JAS製品の検査は、製造業者等の事業規模及び地域バランス等を勘査して対象製品を選定することとし、各事業年度に700件以上実施する。

○ 検査件数：各事業年度  
700件以上

a : 計画値の達成度合は70%  
d : 未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

【その他特記事項】  
品目ごとに登録格付機関等の事業所の所在地、JAS製品の格付状況、製造業者の生産規模、地域バランス等を勘査して対象製品を選定した。

達成度合：166%（1,159件/700件）

◇JAS製品の検査を700件以上実施した。  
s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた。  
a : 計画値の達成度合は100%以上であつた。  
b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であつた。  
c : 計画値の達成度合は70%未満である。  
d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

a

○ 農林水産省関係部局からの製紙等の認定調査(格付)に對する調査を含む。)には、  
農業業者等の生産に付随して  
の要請に依り、表示110番等の  
情報提供等の調査が生じたる。

【事業報告書の記述】  
農林水産省関係部局からの要請及び表示110  
番等の情報提供により、認定製造業者等に対する  
調査を82件、JAS製品等の調査分析を行つた。

(5) 食品等の販売業者、製造業者等に対する技術指導

- △外部の有識者を含めて指導方針を策定し、職員に周知した。
- △方針の検討を行い、指導方針を策定し、職員に周知した。
- △検討を行わなかつた。

a : 検討を行い、指導方針を策定し、職員に周知した。

c : 検討を行わなかつた  
(平成13年度限りの評価指標)

○ 国際標準（ISO）やHACCP等の高度な品質管理技術に基づく指導を講じる。

○導直すとともに、職員への周知を図る。

指導方針に基づき作成した和本、改正の必要な箇所に斜線を引いて示し、指導方針に基づき実施規程等の見直しを依頼した。なお、指導方針向上推進などもに職員に周知し、要は高品質管理を行なうため、一部改正した。

あく不適切な業務運営にあつた

「食の安全・安心情報交流ひろば」メールマガジンにより品質管理情報等について広報を行った。

6：広報活動を行った。 6：広報活動が得られた。  
a：広報活動を行つた。 b：広報活動を行わなかつた。  
c：広報活動を行わざず、その  
d：広報活動を行つたが、不適切な業種にあつた。

○ 高度品質管理マニュアルの作成数：中期目標の期間中に10品目以上	◇ 指導マニュアルを2品目以上作成する。アイ	○ 製造業者等に対するアドバイス等に活用するための中期目標の期間中に10品目以上について作成する。	a : 2品目以上作成した。 b : 2品目以上作成した。 c : 1品目以下しか作成しなかった	【事業報告書の記述】 製造業者等に対する指導に活用するため、16年度は農産物及び乾めん類の2品目にについて高度品質管理技術基準書を作成し、4年間で8品目にについて作成した。
				【事業報告書の記述】 【事業報告書の記述】 【事業報告書の記述】 【事業報告書の記述】
				【事業報告書の記述】 【事業報告書の記述】 【事業報告書の記述】 【事業報告書の記述】
				【事業報告書の記述】 【事業報告書の記述】 【事業報告書の記述】 【事業報告書の記述】
○ 食品等の品質の向上や安全性を確保するため、マニュアルを用いて、ISOやHACCP等の品質管理、品質の表示等に関する講習会を開催する。	○ 産業界のニーズを踏まえ、ISOやHACCP等の品質管理、品質の表示等に関する講習会（技術セミナー）を各センターごとに1回以上開催する。	ウ	◇ 本部及び地域センターごとに品目又は技術的課題を選定講習会を開催した。計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた。	【その他特記事項】 技術講習会の課題が時宜に即したものとなるよう、関係団体等へのヒアリング等を実施し、技術的課題の把握に努めた。アンケート調査の結果、顧客満足度の平均は3.8であった。 達成度合：213%（17回/8回）
				a : 計画値の達成度合は90%以上であった。
				b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった。
				c : 計画値の達成度合は50%未満であった。
○ 食品表示に関する相談・問い合わせ窓口を開設する。	○ 製造業者等からの食品等に対する相談に応じる窓口を開設する。また、品質管理情報、行政情報、各種調査結果及びセミナー活動状況等について、電子メール等を活用して情報提供を行う。	エ	◇ 食品表示に関する相談・問い合わせ窓口を開設する。また、品質管理情報、行政情報、各種調査結果及びセミナー活動状況等について、電子メール等を活用して情報提供を行う。	【事業報告書の記述】 【事業報告書の記述】 【事業報告書の記述】 【事業報告書の記述】
				【事業報告書の記述】 【事業報告書の記述】 【事業報告書の記述】 【事業報告書の記述】
				【事業報告書の記述】 【事業報告書の記述】 【事業報告書の記述】 【事業報告書の記述】
				【その他特記事項】 平成16年度に新たに受付窓口を開設し、受付窓口の設置箇所は以下のとおりとなつた。



苦情処理委員会を設置・運営したが、当該業務に係る苦情等の申し立てはなかつた。

△依頼された農林物資の検査についてセンターに持ち込むため苦情処理委員会を設置・運営した。

- b : 成果が得られた  
c : 設置した  
d : 設置せず、その要因は法規によって不適切な業務運営にあつた

格付検査結果等についてには、格付規程・格付検査細則及び文書管理規程に基づき、当該業務の担当課長等が徹底した管理を行つた。

◇センターが自ら行う格付に係る検査について、依頼者の機密保持を図るために

- 理を行つた。  
s : 管理を行い、特に慢れた  
t : 成果が得られた  
u : 管理を行つた  
v : 管理を行わなかつた  
w : 管理を行わぬ、その要因  
x : 管理の著しく不適切な対  
y : 法人があつた

平成16年6月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行った。

◇センターが自ら行う格付に係る検査が適切であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。特に優れた成果を得られた

۹۴

卷之三

特に壊れ  
るたまめに運営した。



行い、中期目標の期間中に次のような取組を行って国産品と輸入品との判別を分析に利用するこ上させるこ

ア 生鮮食品の判別技術について国産品と輸入品のおよその級込みを、魚について冷凍の有無の判断の基準などを用いた事項を選定する。

ア 生鮮食品の判別技術について国産品と輸入品のうち外観からおおよその級込みを、魚について冷凍の有無の判断の基準などを用いた事項を選定する。

画に基づき本年度の調査研究実行計画書を作成し、適切な進行管理を行いつつ取り組む。

#### 〔重点的に行う調査研究〕

ア 生鮮食品の判別技術  
・市販されるていうる農産物及び魚類のうち外観からおおよその級込みを、魚について冷凍の有無の判断の基準などを用いた事項を選定する。

① 同一品目の農産物で輸入品と国産品が国内市場に流通しておおり、輸入品が一定のシェアを有するもの

△輸入品と国産品が国内市場に流通している生鮮野菜のうち、輸入量の多い上位10品目から2品目以上選定し、産地別の指標を検討した結果、1品目程度までの指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができる、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

6：特に優れた成果を得られた。  
a：達成した  
b：概ね達成した  
c：達成されなかつた  
d：達成されなかつた  
e：達成されなかつた  
f：達成されなかつた  
g：達成されなかつた  
h：達成されなかつた  
i：達成されなかつた  
j：達成されなかつた  
k：達成されなかつた  
l：達成されなかつた  
m：達成されなかつた  
n：達成されなかつた  
o：達成されなかつた  
p：達成されなかつた  
q：達成されなかつた  
r：達成されなかつた  
s：達成されなかつた  
t：達成されなかつた  
u：達成されなかつた  
v：達成されなかつた  
w：達成されなかつた  
x：達成されなかつた  
y：達成されなかつた  
z：達成されなかつた

し、適切な進行管理に努めた。

#### 〔事業報告書の記述〕

・無機元素組成による農産物の原産地スクリーニング判別技術の開発  
【成果】：15年度の調査研究結果から、産地判別の可能性が示唆された二三ニク、ショウガ、大豆、黒大豆のうち、国产及び中国産の黒大豆試料66点を収集しICP-AES及びICP-MSにより効率的な27元素を測定し、統計解析により国产及中國産豆判別モデルを作成行つた。統計解析により國產及中國產豆に有効な元素を取り込み、判別モデルを作成した。(平成17年度継続)

タマネギの产地判別方法の検討—DNA調査—  
【成果】：15年度に選抜したRAPDマークーのSTSI化を行うとともに、新規RAPDマークーの検索とSTS化、さらに既存報告の領域を検索し、特異的マークーを作成した。これらを用いて輸入及び国产24品種について品種間差の確認を行ふとともに、21品種について個体差の確認を行つた。(平成17年度継続)  
(北海道産) —

【成果】：北海道タマネギ42種類を試料として、ICP-AES及びICP-MSにより28元素を測定し、品種、産地、施肥、施肥量の違いによる無機元素含有量の変動を調べた。その結果、

ほ場履歴、施肥及び品種間では特に変動は認められた。産地間では同一産地でまとまる傾向があった。】（平成17年度総括）  
・タマネギの産地判別方法の検討－無機元素（外国産）－

【成果：外国産タマネギ49点（タイ産、アメリカ産、ニュージーランド産、中国産、チリ産、オーストラリア産）を試料として、ICP-AES及びICP-MSにより27元素を測定し、各産地の傾向を調べた。タイ産、ニュージーランド産は他の3カ国より6元素が高い傾向にあつた。】（平成17年度総括）

【その他特記事項】  
タマネギ及びクロダイズについて産地判別の指標の検討を行った結果、次年度の調査研究に活用できる成果が得られた。

【その他特記事項】  
調査研究計画がなく、業務実績はなかつたため、評価しない。  
なお、行政ニーズが強い魚種判別に係る調査研究4課題を実施した。

◇冷凍と非冷凍が国内市場に流通している魚介類のうち、流通量の多い上位10品目から2品目以上選定し、冷凍・非冷凍の判別指標を検討した結果、1品目程度について魚介類の冷凍・非冷凍の判別指標が得られ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

s：特に優れた成果が得られた  
a：達成した  
b：難ね達成した  
c：達成されなかつた  
d：達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

調査研究計画がなく、業務実績はなかつたため、評価しない。  
なお、天然魚・養殖魚の判別について行政等のニーズが強いマダイに係る事前の予備的な調査研究を実施した。

◇天然魚と養殖魚が流通している魚のうち、流通量の多い10品目から2品目以上選定し、天然・養殖の判別の指標を検討した結果、1品目程度について天然魚・養殖魚の判別指標が得られ、若しくはおおよその比較が得られ、若しくはおおよその結果が次年度の調査研究に活用

② 同一魚種で解凍魚と鮮魚が国内市場に流通しているもの

できた。  
s : 特に優れた成果が得られた  
a : 達成した  
b : 概ね達成しなかった  
c : 達成されず、その要因は  
法人の著しく不適切な業務  
運営にあつた

#### 【事業報告書の記述】

・市場における牛肉の品種推定法の有効性の検証  
【成果：平成15年度に作成したマニュアルを累  
用いて、市販の牛肉を分析した。308件中累  
毛和種以外と判定されたものは、約7%では最  
大4.8%であり、スクリーニングとして用い  
るのに間隔ない程度であることを確認した。】  
(平成17年度継続)

・水産物の表示の疑義判定法の検討くマダイ・  
チダイ・キダイの魚種判別>  
【成果：マダイ、チダイ、キダイの各試料か  
らミトコンドリアDNAの塩基配列を比較し、  
判別に有効な制限酵素を選択することにより  
PCR-RFLPで判別が可能であった。また、プライマー  
特異的プライマー3種類及び共通プライマーを設計し、  
混合することによってマルチングループが  
可能などとなつた。】

・魚種判別法の検証くマグロ>  
【成果：6魚種8タイプのマグロのミトコンド  
リアDNAの全塩基配列を決定し、データベー  
ス登録を行つた。この塩基配列情報から解析  
用プライマーを設計し、判別が可能となつた。  
さらに、判別マニュアル(案)を作成した。】

・魚種判別法の検証くサケ・マス>  
【成果：さけ・ます5魚種及び加工品からミ  
トコンドリアDNAを抽出し塩基配列を決定し  
た。このデータから解析用プライマーを設計  
し判別を可能とした。】  
・生鮮ウニ及びウニ加工品の種判別マークーの  
検証

【成果：輸入の多いチリウニのミトコンドリ  
アDNAの部分配列を決定し、チリウニ検出用  
プライマーを用いて加工品の解析及び検出を

行つたところ検出は可能であった。また、北米から輸入される2種のウニ[についてDNAデータベース登録を行つた]（平成17年度継続）  
・甲殻類のミトコンドリアDNA解析と種判別法の開発  
【成果：タラバガニ科の4種、クモガニ科の2種、クリガニ科の2種のミトコンドリアDNAの部分配列を決定し、DNAデータベース登録を行つた。また、塩基配列情報から、タラバガニ科のミトコンドリアDNA解析と種判別法を開発した。】（平成17年度継続）

イ 加工食品の原料の判別技術  
加工食品については、国産品と輸入品のおおよその状況を用いて現在の分析技術では、使用原料の分析入・国産品の判断のため、成分のない次の品目について、成分の違い等判別のための判断の基準となる事項を選定する。

イ 加工食品の原料の判別技術  
国内市場で流通している加工食品において、原料表示が義務付けられており、又はものに基づいて、それを用いた結果を用いて、その他の手法の開発を引き続き検討する。

イ 加工食品の原料の判別技術  
加工食品においいて、原料表示が義務付けられており、又はものに基づいて、その他の手法の開発を引き続き検討する。

#### ① 個別の品質表示基準にに基づいて新たに原料原産品表示が義務付けられた品目

◇国内外市場に流通している加工食品のうち、原料原産地表示が義務付けられている品目から2品目以上選定し、原料の判別指標を検討した結果、品目程度について加工食品の原料原産地判別の指標が得られ、若しくはおおよそその校り込みができる、又は結果が次年度の調査研究に活用できたら、特に優れた成果が得られた。

a : 達成した  
b : 検討中  
c : 達成されなかつた  
d : 達成されなかつた  
e : 特に優れた成果が得られなかつた

【事業報告書の記述】  
・シイタケの原産地判別法の検討  
【成果：日本産原木栽培試料、中国産原木栽培試料、中国産菌床栽培試料をICP-AES及びICP-MSにより29元素を測定し、その結果から原木栽培と菌床栽培を判別する閾値を作成した。】（平成17年度継続）  
【事業報告書の記述】  
・渋通し塩蔵わかめの原産国判別技術の検討  
【成果：無機元素組成による判別技術の検討を行ひ、パリウム、マンガン等の濃度比によりおおむね判別する。】  
【事業報告書の記述】  
・大豆脱脂加工大豆を用いた豆乳の指標と原料とする豆乳の指標との比較による判別技術の検討  
【成果：丸大豆、大豆、マングン等の濃度比によりおおむね判別する。】  
【事業報告書の記述】  
・乾しいたけ及び湯通し塩蔵わかめについて検討し、いずれもおおよその判別指標の綴り込み

ができ、次年度の調査研究に活用できる成果が得られた。

- (2) 個別の品質表示基準に基づいて新たに原料原産地表示が義務付けられる品目二点が見込まれる

◇国内市場に流通している加工食品のうち、新たに原料原産地表示の義務付けが見込まれる品目から選定し、原料の判別指標を検討した結果、加工作業の原料の原産地判別の精度が得られ、若しくは精度が次年度の調査研究に活用できる結果が得られた。

s : 特に優れた成果が得られた。

- a : 達成した  
b : 概ね達成した  
c : 達成されなかつた  
d : 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

- ウ 遺伝子組換え食品の分析技術  
① 遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品について、前処理技術及びPCR法等による定性分析技術を確立する。

ウ 遺伝子組換え食品の分析技術  
遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品について、前処理技術並びに遺伝子組換え大豆及びとうもろこしの定量分析技術を確立する。

#### 【その他特記事項】

生鮮食品の判別技術に係る調査研究の一環で実施したサケ・マス加工品及び魚卵加工品についてでは原料原産地表示の判別指標が得られ、加工品についてはおよその判別指標の継り込みができ、次年度の調査研究に活用できる成果が得られた。

#### 【事業報告書の記述】

・加工食品の組換え体混入率の定量化技術  
試作し抽出法の検討を行つた結果、現行の抽出法を利用できることを示唆された。】(平成17年度最終)

・農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術  
<新しい遺伝子組み換え系統の定量化>  
【成果：GM大豆を用いて、おから及び澱粉を用いて小麦特異的プライマーを設計した。このプライマーが小麦に特異的であることをを定性PCRにより確認をした。】(平成17年度最終)  
・農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術  
<collaborative studyによる定量化技術の確立>  
【成果：GMトウモロコシ4系統の定量装置と機種について、現在用いられている定量化装置と機種についてその適用を検討した。さらに、妥当性確認を行つたための試料の作成及びプロトコルの作成を行つた。】(平成17年度最終)  
・農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術

<<collaborative studyによる定性技術の確立>>  
【成果：GM大豆を含む疑似混入試料を用いて抽出法の各段階（カラム導入量、溶出液量、DNA溶出度の再精製）について再検討を行い、分析法の感度性の確認と定性検知下限を向上させることができた。】（平成17年度継続）

【その他特記事項】  
大豆加工品4品目  
年度の調査研究に活  
用された。

既に遺伝子組換えに係る表示が義務付けられ  
ている加工食品については、定性分析に基づく表示  
が義務付けられており、新たに遺伝子組換え  
が行われた加工食品がなく、業務実績が  
ないため評価しない。

◇ 過去子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品について、定性分析技術の検討を行った結果、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

- a : 達成した b : 慢ね達成した c : 達成されなかつた d : 達成されなく不適切な業者にあつた

△遺伝子組換え大豆について、PCR法等による定量分析技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

- a : 達成した  
b : 概ね達成した  
c : 達成されなかつた  
d : 達成の著しく不適切な業務運営にあつた

4系統の遺伝子組換えと、うもろこしについて  
定量PCRの条件を検討し、次年度の調査研究に  
活用できる有用な知見が得られた。

◇遺伝子組換えとうもろこしについて、PCR法等による定量化分析技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用

遺伝子組換え大豆及びその加工品についての検査法



② 遺伝子組換えの大豆及びとうもろこしについて、PCR法等による定量分析技術を確立する。

化について引き継ぎを実施する。  
用化する。タイムPCR定量化装置を用いて、分析のための共通基準となる標準品を用いて、各試験室で同一の結果を得る。この確認試験は、各試験室が各自の検査法を確実に理解していることを確認するためのものである。

s : 特に優れた成果が得られた

- a : 達成した
- b : 概ね達成した
- c : 達成されなかつた
- d : 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品のうち、2品目以上選定し、PCR法等による定量分析法の適用について検討を行つた結果、1品目程度につけて定量分析技術が確立でき、若しくは定量PCR法が適用できる品目にについておおよその統り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

- s : 特に優れた成果が得られた
- a : 達成した
- b : 概ね達成した
- c : 達成されなかつた
- d : 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

場業及びおからについては、原料大豆における遺伝子組換え体の混入率を加工食品から次年度の調査研究に活用できる有用な知見が得られた。

該当する加工食品がなく、業務実績がないため評価しない。

◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられない加工食 品について、品質表示基準に基づく表示を行うため、前処理法(DNA抽出方法等)の結果、前処理法が確立でき、前処理法が適用できる品目にについておおよその統り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

- s : 特に優れた成果が得られた
- a : 達成した

b : 標榜達成しなかった  
c : 達成されず、その要因は  
法人の著しく不適切な業務運営にあつた

◇農産物等を対象として、一齊分析法が確立されていない。農産物5種類以上について多成分同時分析法の検討を行った結果、3種類以上の農産物であるにおいて分析が可能であることを確認し、又は結果が得られた。

a : 達成した  
b : 標榜達成した  
c : 達成されなかつた  
d : 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

工 検量物質及び機能性成分の効率的な分析技術の確立  
① 農業・合成農薬等の一齊分析法の確立のため、抽出方法、精製方法、カラム条件等についての調査研究を行う。

工 微量物質の分析技術について、食品衛生法に基づく農業基準や農業基準保留基準法に基づく農業基準で、使用量が定められ、一齊分析法が確立されていないもの10種類程度（トリフルミゾール、エチサチオソニン等）について一齊分析法を確立する。

【事業報告書の記述】  
・食品安全性に係わる機量成分分析の精度管理システムの確立

【成果】：作年度までに8セントー共同試験を行った農薬を用いて、今年度は低濃度農薬の添加回収試験を実施したこところ、良好な結果が得られた。また、精度管理システムを確立し、分析の信頼性を維持することが可能となつた。】

・農物中の農業一齊分析法の検討  
【成果】：農業一齊分析法を農業に適用するため、使用的想定される213農薬について添加回収試験を行った結果、153農薬で良好な回収率が得られた。このうち一齊分析法が確立されていない40農薬についてHPLCを用いて同様に検討したところ、12種類について良好な回収率が得られた。】

・超臨界流体抽出装置による農業の分析  
【成果】：超臨界流体抽出装置を農業の検討に適用するため、乾燥剤、抽出条件等の検討を行つた。大根、トマト、りんごなどで一部農業の回収率が低かつたが、その他では概ね良好に回収された。】（平成17年度继续）

【その他記事項】  
・玄米等3種類の農産物を対象として新たに12種類の農業について一齊分析の可能性が示唆された。

【事業報告書の記述】  
・アクリルアミドの分析法の検討  
【成果】：アクリルアミド生成の要因とともに影響を及ぼすアクリルアミド生成速度を図るとともに、アクリルアミド中のアクリルアミドと過元素含有量を詳細に検討した。】

② LC-MSを利用して、ポリフ - 梅肉中に存在するムフェ

◇LC-MSを利用し、機能性成 【事業報告書の記述】

エノール類等の機能性成分についての効率的な分析方法を確立する。

ラール等の機能性成分についてLC-MSを用いた効率的な分析法の開発をする。

・LC/MSによるムーフラール等の機能性成分の分析法の開発

【成果】LC-MS/MSを用いてムーフラール等の有機酸エステル類の高感度一斉分析法を確立した。この方法を用いてエキス類、たれソース類、みそ、黒砂糖等の分析を行った。

- a : 達成した
- b : 概ね達成した
- c : 達成されなかつた
- d : 達成の著しく不適切な業務運営にあつた

【事業報告書の記述】  
重点4分野に関する調査研究のほか、次の検討を行つた。

・生糸の国際標準格付方法に関する研究  
【成果】生糸の国際標準格付法を策定するため、機械検査と現行検査法の比較検討を行つた。16年度はサンプリング方法、ヤンクグ率について比較検討を行つた結果、良好な相関関係を得た。】（平成17年度継続）  
・生糸機械検査システムの開発に関する研究  
【成果】生糸の機械検査に対応した、生糸機械検査システムの開発装置の開発へ  
・生糸機械検査システムのシスティム設計を行つた。】  
（平成17年度継続）  
・流通過程における野菜の硝酸塩濃度の実態調査

【成果】業界類の硝酸塩濃度の保存試験を実施し、保存期間と硝酸イオン濃度の関係を調べた。また、冷蔵流通を想定し、セメント化を行ふ輸送試験を行つた。その結果、保存試験においても、輸送試験においても明確な変動は認められなかつた。】

・カットフルーツに接種した食中毒菌の消長  
【成果】カット果物に食中毒菌（E. coli O157:H7, Salmonella Enteritidis）を接種し4,10,20°C保存下における消長を検討した。その結果、pHの低いバインツップル、グレープフルーツでは増殖が抑えられたが、メロン、スイカでは保存条件により増加する傾向が認められた。】  
・食中毒菌を接種した生野菜・果実における洗

### 浄殺菌効果の検討

【成果】製造現場における適切な殺菌条件を検討するため、カットした野菜にE. coli O157:H7を接種し、水道水、次亜塩素酸ナトリウムで1,3,5,10分洗浄した後、菌数を計測した。その結果、 $1/10^{4\sim 5}/100\text{cm}^2$ 程度に減少したが、完全な除去には困難であった。

- (3) 調査及び研究の成果について  
は、積極的に公表するなどもに、調査分析、検査及び技術情報等の業務に迅速かつ積極的に活用する。

#### (2) 調査研究成果の公表

- (3) 調査研究成果の公表  
調査研究の成果を積極的に公表するため、以下の措置を講じる。

- 調査及び研究の成果の開催回数：  
公開発表会の開催回数：各事業年度1回以上  
ア 調査研究の成果について  
ては、調査研究報告書とともに、成績の概要について、インターネット等を活用して広く一般に広報する。

- 調査研究の成果について  
ては、まとめ、公表するとともに、成績の概要について、インターネット等を活用して広く一般に広報する。

- 調査研究報告書を作成する場合に、特に優れた成績の概要をホームページに掲載する。

- ◇調査研究結果の報告書を作成し、公表した。  
a : 作成・公表し、特に優れた成績が得られた。  
b : 作成・公表した。  
c : 作成しなかった。  
d : 作成せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった。

- ◇調査研究結果の報告書の概要をホームページに掲載した。  
a : 掲載された。  
b : 掲載しなかった。  
c : 掲載せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった。

- 調査研究の成果について  
ては、調査研究報告書を対象とした、必要に応じて開催する個別業界ごとの説明会を開催する。

- 調査研究の成果について  
ては、調査研究報告書を対象とした、必要に応じて開催する個別業界ごとの説明会を開催する。

- ◇調査研究結果の報告書の記述】  
平成15年度の調査研究の成果について「調査研究報告書第28号」を作成し、公表するとともに、調査研究結果の概要をホームページに掲載した。
- 【事業報告書の記述】  
公開調査研究等発表会を開催し、調査研究の成果についてHPLC-MS/MSによる食品中のビドロキシメチルフルフラル誘導体の分析、「無機元素組成による黒大豆「丹波黒」の産地判別」等8課題を発表した。外部からの参加者は、33名であった。

<p><b>【その他特記事項】</b> 説明会の開催要請がなく業務実績がなかったため評価しない。</p>			
	a : 開催した s : 開催し、特に優れた成果が得られた	c : 開催しなかった事例があつた d : 開催しなかつた事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた	
(3) 調査研究の適切な実施			
(4) 調査研究の適切な実施			
	<p>○ 調査研究の水準の向上を図るために、共同での研究が適当な課題を勘案して、業務の状況を立行政法人食品総合研究所、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業技術研究機構等と連携して、調査研究を実施する等連携を強化する。</p> <p>ア 調査研究の水準の向上を図るために、独立行政法研究所等の機関と共同で調査研究を実施する等連携を強化する。</p>	<p>◇ 独立行政法人食品総合研究所の化学機器分析センターにて調査研究を実施し、特に優れた成果が得られた</p> <p>○ 調査研究の水準の向上を図るために、共同での研究が適当な課題を勘案して、業務の状況を立行政法人食品総合研究所、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業技術研究機構等と連携して、調査研究を実施する等連携を強化する。</p>	<p>◇ 独立行政法人食品総合研究所との共同研究を実施した。</p> <p>○ 調査研究の水準の向上を図るために、共同での研究が適当な課題を勘案して、業務の状況を立行政法人食品総合研究所、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業技術研究機構等と連携して、調査研究を実施する等連携を強化する。</p>
	<p>a : 実施した c : 課題があったが実施せなかつた d : 課題があつたが実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた</p>	<p>s : 実施した a : 実施した c : 課題があつたが実施せなかつた d : 課題があつたが実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた</p>	<p>◇ 独立行政法人農業・生物特定産業技術研究機構野菜研究所との共同研究「流通過程における野菜の硝酸塩濃度の実態調査」</p> <p>◇ 独立行政法人農業・生物特定産業技術研究機構野菜研究所との共同研究「流通過程における野菜の硝酸塩濃度の実態調査」</p>

調査研究、試験研究、企業試験研究、業務と業務的、企業相談、企業機関推進会議等を27回開催した。消費者相談等を実施した。

◇ 調査研究を必要に応じて共

- 同研究で実施した。  
s : 実施し、特に優れた成績  
が得られた  
a : 実施した  
c : 課題があつたが実施しなかつた  
d : 課題があつたが実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

- 調査研究の課題の選定、調査方法及び成績について、実施適正化の結果を業者に反映させたための会員評議會を開催する。

(4) 調査研究成績の活用  
調査研究成績を製造業者、技術者、移転等から技術講習会を開催する。

(5) 調査研究成績の活用  
調査研究成績のため、以下の技術移転のたびに、以下の指置を講じる。

(4) 調査及び研究の成果を機関等に登録するための検査

(5) 調査研究結果の活用  
調査研究成果の効果的な技術移転のため、以下の措置を講じる。

- 食品等産業界、試験研究の技術、講究會、機械交流、連携を図り、食品開拓等との産官学連携を図り、

◇外部の専門家を含めて検討を行い、必要に応じて業務の運営を改善した。  
日：検討し必要な改善を行った。  
特に署名が複数ある場合は、  
「平成16年度調査研究課題を選定するため、  
に、平成17年度の調査研究課題を選定するため、  
外部の専門家を含む調査研究総合評議会委員会を  
開催した。

- a : 検討し必要な改善を行  
い、又は検討の結果、改善  
の必要がなかつた  
c : 検討せぬかつた  
d : 検討せぬかつた

b : 業務運  
営の改善の必要はない  
e : 業務運  
営にあつた

### 【事業報告書の記述】

【その他特記事項】  
外部の専門家を含めて本  
常の改善の必要性はなかつた  
に、平成17年度の調査研究課  
題「外部の専門家を含む調査研  
究権」を開催した。

### 【その他の特記事項】

外語の改善の必要性

### 【事業報告書の記述】

関係業界等の要望を踏まえ、財団法人食品総合研究所等と、独立行政法人食肉技術講習会を3回開催した。また、業者団体、地方公共団体等に関する愛入人研修会等を実施した。また、「JAS制度」、「GAP制度」、等の講師として講師等を17回(51名)派遣し、講習会を332回派遣した。

<p>d : 開催しなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にありました。</p>	<p>「食品表示」、「遺伝子組換え食品」等について講演しました。</p> <p><b>【その他特記事項】</b></p> <p>依頼に基づく講習会に関するアンケート調査を行った結果、満足度は平均で4.7であった。</p> <p>a 依頼に応じた受入研修を8回（33名）実施しました。 今後の研修内容の充実を図るために、アンケートを実施し、結果は以下のとおりでした。</p> <p>b 講義内容の理解度：4.6 実技研修の賛同度：4.3 研修の有用度：4.8 研修の満足度：4.7</p>	<p>A</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="5">指標の総数</td> </tr> <tr> <td>評価 S の指標数</td> <td>0 × 3 点 = 0 点</td> </tr> <tr> <td>評価 A の指標数</td> <td>4 × 2 点 = 8 点</td> </tr> <tr> <td>評価 B の指標数</td> <td>0 × 1 点 = 0 点</td> </tr> <tr> <td>評価 C の指標数</td> <td>0 × 0 点 = 0 点</td> </tr> <tr> <td>評価 D の指標数</td> <td>0 × -1 点 = 0 点</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8 点</td> </tr> </table> <p>(8 / 8 = 100%)</p>	指標の総数					評価 S の指標数	0 × 3 点 = 0 点	評価 A の指標数	4 × 2 点 = 8 点	評価 B の指標数	0 × 1 点 = 0 点	評価 C の指標数	0 × 0 点 = 0 点	評価 D の指標数	0 × -1 点 = 0 点	合計	8 点
指標の総数																			
評価 S の指標数	0 × 3 点 = 0 点																		
評価 A の指標数	4 × 2 点 = 8 点																		
評価 B の指標数	0 × 1 点 = 0 点																		
評価 C の指標数	0 × 0 点 = 0 点																		
評価 D の指標数	0 × -1 点 = 0 点																		
合計	8 点																		
<p>○ 業務の状況を勘案しつつ、調査研究及び業務請の成果に基づく検査技術等に関する講師派遣及び受入研修等の要請に応じる。</p>	<p>◇関係業界からの要請に応じて受入研修を行った。 s : 研修を行い、特に優れた成果が得られた。 b : 研修を行つた事例があつた。 c : 研修を行わなかつた事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた</p>	<p>○立入検査等に関する事項</p> <p>4 立入検査等に関する事項</p> <p>(1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の規定により、農林水産大臣から指示され、農林水産省又は都道府県から立入検査の実施を受ける場合に、立入検査場所を許可する。</p>																	
<p>4 立入検査等に関する事項</p> <p>(1) 認定製造業者等に対する農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）。以下「JAS法」といふ。) 第20条の2第1項の規定による立入検査を行うに当つては、</p>	<p>4 立入検査等に関する事項</p> <p>(1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の規定により、農林水産大臣から指示され、農林水産省及ぶ都道府県から立入検査場所を許可する。</p>	<p>△検査員の人選基準を策定し、基準に基づき人選を選出した。又は人選基準を策定し、特に基準に基づき人選し、特に基準に達した成績が得られた。b : 人選基準を策定し、又は人選基準を策定した。c : 人選基準を策定せず、又は基準に基づき人選を選出した。</p> <p>○立入検査の実施に当たっては、検査能力等の資質、経験等を勘案した立入検査員の適切な人選を実施する。また、農林水産省又は都道府県へ立入検査結果の報告等に留意し適正に実施する。</p> <p>ア 検査能力等の資質、経験等を勘案した立入検査員の適切な人選を実施</p> <p>イ 農林水産大臣から指示された立入検査事項の的確な実施</p>																	

かつた  
d : 人選基準を策定せず、又は基準に基づく人選をせず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

等の資質、経験等を勘案した人選を行い、最優先立入検査マニユアルの見直しが行い、JAS規格に関する事項について新たに作成するなど、マニユアルの内容の充実を行つた。  
立入検査を行つたすべての案件について3日以内に報告した。

【その他特記事項】  
a  
人選基準を見直し、分析技術の専門技術的知識を有する職員を検査員に追加した。  
平成16年度末現在の検査員登録数は273名。

- ウ 農林水産大臣への迅速かつ正確な報告等に留意し厳正に実施する。  
なお、JAS法第19条の6第1項第7号に規定する外国認定製造業者等に対しても上記の留意点を踏まえて実施する。
- 立入検査結果の報告期間：立入検査実施後3日以内

- 立入検査を適切に実施するため、検査手順マニュアルの見直しを行い、内容の充実を図る。
- ◇立入検査手順のマニユアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改正を行つた。  
s : 作成し、又は必要な改正を行つた。  
得られた  
o : 作成し、又は必要な改正を行つた。  
c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかつた。  
d : 作成せず、又は必要な改正を行わなく、その要因は法人の着しく不適切な業務運営にあつた。

立入検査結果の平均報告期間は、平成13年度が9.1日、平成14年度が6.4日、平成15年度が3.3日、平成16年度が3.0日であった。  
達成度合：100%（5件/5件）

- 立入検査を終了した後3日以内に報告する。なお、報告が3日を超えた場合は、その都度その原因を究明し、以後の立入検査の実施に反映させる。
- ◇検査員の適切な人選、手順のマニユアル化の結果、立入検査結果の報告期間を検査実施後3日以内とした。  
s : 3日以内に報告した件数が100%であり、特に優れた成果が得られた。  
a : 3日以内に報告した件数が90%以上であった。  
b : 3日以内に報告した件数が50%未満であった。  
c : 3日以内に報告した件数が50%未満であった。  
d : 3日以内に報告した件数が50%未満であり、その要

因は法人の著しく不適切な  
業務運営にあつた

(2) 遺伝子組換えによる生物等の規制による生物の確保に関する法律第97号、同法第32条の規定に基づき、同法第2項の規定に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。

(2) カルタヘナ担保法による立入り検査等  
農林水産大臣から製造業者等が実施するため、以下の措置を講じる。

【事業報告書の記述】  
農林水産大臣から製造業者等に対する生物の多様性の確保に関する法律第32条に基づく立入り検査等の指示はなかった。  
カルタヘナ担保法第32条に基づく立入り検査規程等の事務処理を円滑に行うために、新たに生物等を改正するとともに、生物等等の指⽰はなかった。  
アル(遺伝子組換え生物等)を制定した。  
農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき收去了なかった。

○ 立入り検査等を行うため  
に必要な規程等を整備する。  
○ 農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき收去了した遺伝子組換え生物等の検査の依頼がある場合に実施する。

◇立入り、質問、検査及び収去のマニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行ない、必要な改正を行つた。  
s : 作成し、又は必要な改正を行つた。

a : 作成し、又は必要な改正を行つた。  
c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかつた。

(平成16年度以降の評価指標)

◇農林水産大臣が定める事項を記載した報告書を遅滞なく提出した。  
s : 報告事項に不備があつた、又は報告が遅滞したり、  
d : 報告事項に不備があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた。

【その他の記事項】  
立入り等の実績がなかつたため、評価しない。

## 5. 複数の要請にに関する事項

緊急時の要請に関する  
事項

農林水産大臣から独立して農林水産業者に直接要請する  
行政センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定による  
行政センターは、他の業界に取り組み、検査に結論を出さず、  
規則に基づき調査、分析又は実施に着手する。  
要請の内容は、組織的調査、分析又は実施に着手する。  
要請の内容は、組織的調査、分析又は実施に着手する。

## 5 緊急時の要請に関する事項

5 緊急時の要請に関する事項  
農林水産大臣から独立行政法人農林水産大臣法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき緊急時に実施するにはよう要請があつては速切かに対応を講じたため、以下の措置を行なう。

農林水産調査大田臣から要請を受けて、各課で組織して組合の運営方針を確立し、その実現に向けた研究開発を進めてきた。この間、農業生産の多様化や市場環境の変化に対応するため、技術的・経営的・社会的・法的等の複数の視点から課題を分析し、解決策を検討するプロセスが確立された。また、国際化の進展により、農業政策や貿易規制などの外的要因に対する対応力も強化された。

○ 調査を分的体験をもつて、対象を確実に把握する。○ が要を先づて分析し、正しく報告する。

◇センターの調査研究結果を  
体系的に整理し、隨時更新・  
再整理した。

s : 整理し、又は再整理し、  
特に優れた成果が得られた

b : 整理せし、又は再整理した

c : 整理せず、又は再整理せ  
なかつた

d : 整理せし、又は再整理せ  
ず、その要因は法人の著し  
く不適切な業務運営にあつ  
た

【事業報告書の記述】 調査等に必要なデータ等を効率的に検索するため、調査研究中の引文文献を分野別に整理するなども実施すべき調査、分析又は推奨のため、農林水産大臣から緊急に要請を受けた。

【その他特記事項】  
新たに公開した調査研究成果について、年度別、項目別に検索できるようになります。  
この成果と併せてホームページ上に掲載しました。  
緊急調査分析実施報酬に基づき、想定される調査分析の内容別に登録された専門的見を見直す  
する職員を指します。

**ii. 必要な改善言を行つた。**

s : 整備し、特に優れた成果が得られた

**iii. 整備し、又は必要な改善言を行つた。**

s : 整備し、又は必要な改善言を行つた

**iv. 整備し、若の必要のず、又は必要な改善言を行つた。**

s : 整備を行わぬ、又はその必要な改善言を行つた

**v. 整備を行わぬ、又は必要な改善言を行つた。**

s : 整備を行わぬ、又はその必要な改善言を行つた



学については、随時対応した。  
独立行政法人国際協力機構の主催する平成16  
年度技術協力専門家養成研修（第1回）議程開  
発コースに講員1名を派遣した。

り、その要因は法人の著し  
く不適切な業務運営にあつ  
た  
ため、国内活動及び車両家  
の海外派遣を行う。また、  
海外からの研修員を受け  
入れる。

国際協力事業団の主催す  
る研修等に職員を派遣す  
る。

◇海外からの研修生の受入れ  
を行った。  
a : 受入れが得られた  
た成果がいい、特に優れ  
た  
b : 受入れを行つた事  
例があつた  
c : 受入れを行わなかつた事  
例があり、その要因は法  
人の著しく不適切な業務運  
営にあつた

◇独立行政法人国際協力機構  
の主催する研修等に職員を派  
遣した。  
a : 派遣し、特に優れた成果  
が得られた  
b : 派遣しなかつた  
c : 派遣せず、その要因は法  
人の著しく不適切な業務運  
営にあつた

○ 独立行政法人国際協力  
機構の主催する研修等に  
職員を派遣する。

a	

A	

中項目の総数 2  
評価Sの中項目数: 0×3点=0点  
評価Aの中項目数: 2×2点=4点  
評価Bの中項目数: 0×1点=0点  
評価Cの中項目数: 0×0点=0点  
評価Dの中項目数: 0×-1点=0点  
合 計 4点

(4 / 4 = 100%)	

【特記事項】

当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等  
① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期  
計画項目である「予算、收支計画及び資金計  
画」について評価基準に基づいて評価を行つた  
結果、すべての中項目につい

中項目の総数 2  
評価Sの中項目数: 0×3点=0点  
評価Aの中項目数: 2×2点=4点  
評価Bの中項目数: 0×1点=0点  
評価Cの中項目数: 0×0点=0点  
評価Dの中項目数: 0×-1点=0点  
合 計 4点

② 予算、收支計画及び資金計  
画

A	

中項目の総数 2  
評価Sの中項目数: 0×3点=0点  
評価Aの中項目数: 2×2点=4点  
評価Bの中項目数: 0×1点=0点  
評価Cの中項目数: 0×0点=0点  
評価Dの中項目数: 0×-1点=0点  
合 計 4点

A	

中項目の総数 2  
評価Sの中項目数: 0×3点=0点  
評価Aの中項目数: 2×2点=4点  
評価Bの中項目数: 0×1点=0点  
評価Cの中項目数: 0×0点=0点  
評価Dの中項目数: 0×-1点=0点  
合 計 4点

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	

A	




<tbl\_r cells="2" ix="4" maxcspan="1" maxrspan="1" used

たことから、大項目の評価はA評価と/orは、各中項目の達成状況及びその要因を分析し、S評価とする項目はなかった。

② 法人運営における資金の配分状況については、年度当初より業務が円滑かつ効率的に取り組めるよう所要額を配分し、年度途中においては、業務の進捗状況を把握しつつ、業務の達成に必要な資金を効果的に配分している。

#### ○経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組み

A	
指標の総数	: 1
評価 s の指標数	: $0 \times 3$ 点 = 0 点
評価 a の指標数	: $1 \times 2$ 点 = 2 点
評価 b の指標数	: $0 \times 1$ 点 = 0 点
評価 c の指標数	: $0 \times 2$ 点 = 0 点
評価 d の指標数	: $0 \times 1$ 点 = 0 点
合計	: 2 点
(2 / 2 = 100%)	

#### 【事業報告書の記述】

財務諸表等を参照のこと。  
なお、前年度に引き続き業務経費・一般管理費の経費の削減に取り組んだ。  
【その他特記事項】  
各種会議等を通じ各地域センターを含めて経費削減の周知徹底を図った。

◇経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組みは十分であった。特に優れた成果が得られた。  
s : 十分であり、その要因  
a : 十分であった  
b : やや不十分であった  
c : 不十分であった  
d : 不十分であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあつた  
(なお、本指標の評価に当たっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。)

#### ○法人運営における資金の配分状況

A	
指標の総数	: 1
評価 s の指標数	: $0 \times 3$ 点 = 0 点
評価 a の指標数	: $1 \times 2$ 点 = 2 点
評価 b の指標数	: $0 \times 1$ 点 = 0 点
評価 c の指標数	: $0 \times 0$ 点 = 0 点

評価 d の指標数：0 × 1点 = 0 点  
合 計 2 点  
(2 / 2 = 100%)

◇法人運営における資金の配分状況は、十分ではなかった。 s : 十分であり、特に優れた成果が得られた。 a : 十分であつた b : やや不十分であつた c : 不十分であつた d : 不十分であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあつた	【事業報告書等を参照のこと】 財務諸表等を参照のこと。 なお、前年度に引き続き業務経費・一般管理費の経費の削減に取り組んだ。 a
	【その他特記事項】 年度当初及び年次途中において必要に応じた予算配付を行うことにより、適切かつ効果的な資金配分を行つた。

第 4 短期借入金の限度額 7億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入 が遅延。	第 4 短期借入金の限度額 7億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入 が遅延。	◎短期借入金の限度額 中項目の総数 評価 S の中項目数 評価 A の中項目数 評価 B の中項目数 評価 C の中項目数 評価 D の中項目数	指標の総数 評価 s の指標数 評価 a の指標数 評価 b の指標数 評価 c の指標数 評価 d の指標数
		短期借入金は発生しなかったことから、評価の対象外。	

○法人の借入金について、借入に至った理由及び用途、金額及び金利、返済の見込み	【事業報告書の記述】 運営費交付金の受入の遅滞はなく、また、短期借入金は発生しなかつた。
	【その他特記事項】 短期借入金の借入実績がないため、評価しない。

- b : やや不適切であった  
 c : 不適切であり、不利益が生じた。  
 d : 不適切であり、不利益が生じた。

第5 剰余金の使途  
 剰余金が生じた場合には、消費者のニーズ検査に応じるのよき器の購入等の査定に充當する。

⑤剰余金の使途

中項目の総数  
 評価 S の中項目数  
 評価 A の中項目数  
 評価 B の中項目数  
 評価 C の中項目数  
 評価 D の中項目数

剰余金の使途については、実績がなかったことから、評価の対象外。

指標の総数  
 評価 S の指標数  
 評価 B の指標数  
 評価 C の指標数  
 評価 D の指標数

【その他特記事項】  
 実績がないため、評価しない。

◇剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に当たった結果、当該事業年度に得られた成果

△剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果は、十分であつた。  
 s : 特に優れた成果が得られた

○：十分であつた  
 b : やや不十分であつた  
 c : 不十分であつた  
 d : 不十分であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあつた  
 (中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。)

◎その他主務省令で定める業務運営に関する事項

第5 その他業務運営に関する重要事項  
 第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

中項目の総数

中項目の総数

A

評価 S の中項目数	$0 \times 3$ 点 = 0 点
評価 A の中項目数	$2 \times 2$ 点 = 4 点
評価 B の中項目数	$0 \times 1$ 点 = 0 点
評価 C の中項目数	$0 \times 0$ 点 = 0 点
評価 D の中項目数	$0 \times -1$ 点 = 0 点
合 计	4 点 $(4 / 4 = 100\%)$

**【特記事項】** 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等

① 計画項目からのお己評価をもとに、法人の中期計画項目である「施設及び設備に関する計画」について評価基準に基づく人事評価とみなすことから、大項目の評価は A とする。なお、中項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S 評価とする項目はなかった。

② リスク情報の収集等の業務については、平成16年度の業務計画において大幅な変更がなかつたため、前年度と同様の人員配置により行われているが、これらの業務全体として前年度を上回る業務実績となっている。

指標の総数	: 1
評価 S の指標数	: $0 \times 3$ 点 = 0 点
評価 A の指標数	: $1 \times 2$ 点 = 2 点
評価 B の指標数	: $0 \times 1$ 点 = 0 点
評価 C の指標数	: $0 \times 0$ 点 = 0 点
評価 D の指標数	: $0 \times -1$ 点 = 0 点
合 计	2 点 $(2 / 2 = 100\%)$

**【事業報告書の記述】** 施設及び設備に関する計画を行つた。

所名	整備内容
神戸	検査設備改修工事 (VOC検査設備改修工事)

**【その他特記事項】** 検査設備の改修・整備の結果、検査分析能力

1 施設及び設備に関する計画

○施設及び設備に関する計画

◇中期計画に定められている該施設及び設備について、当該施設及び設備における改修・整備事業年度における改善の成績は十分であつた。  
s : 特に優れた改善の成果が得られた  
a : 十分であった  
b : やや不十分であった

業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備等を計画的に整備・改修等を行ふ。

		c : 不十分であつた d : 改善の成果が得られなかつた。	
		の向上が図られるとともに、合板等のJAS規格における各種VDC放散量の基準化への対応が可能となつた。	
2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	2 人事に関する計画	○職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	A
		<p>指標の総数 : 16</p> <p>評価 s の指標数 : <math>0 \times 3</math> 点 = 0 点</p> <p>評価 a の指標数 : <math>16 \times 2</math> 点 = 32 点</p> <p>評価 b の指標数 : <math>0 \times 1</math> 点 = 0 点</p> <p>評価 c の指標数 : <math>0 \times 0</math> 点 = 0 点</p> <p>評価 d の指標数 : <math>0 \times -1</math> 点 = 0 点</p> <p>合 計 32 点</p> <p>(32 / 32 = 100%)</p>	
		<p>△生糸の格付業務について は、退職者不補充とした。 a : 不補充とした c : 补充した</p> <p>△生糸の格付業務の職員の配置転換計画を作成し、必要に応じ見直し、変更を行つた。 a : 計画を作成し、又は必要な変更を行つた c : 計画を作成せず、又は必要な変更を行わなかつた</p> <p>△配置転換計画に基づき職員の配置転換を行つた。 a : 計画に基づき配置転換を行い、又は配置転換の必要性がなかつたので行わなかつた c : 計画に基づく配置転換を行わなかつた</p>	<p>△平成14年度に各部門の業務量を勘案して人員の配置を行つた。 b : 業務量を勘案し人員の配置を行つた b : 業務量を勘案せず人員の配置を行つた c : 人員の配置を行わなかつた</p>
		<p>(1) 方針 ア 生糸の格付業務については、退職者の不補充や有機農産物等の検査業務等JAS法改正による新規・拡充業務等への職員の計画的な配置転換を行う。</p> <p>イ 外国林産物の格付業務についてには、平成14年度の廃止に伴い人員の適正配置を図る。</p>	

（平成14年度限りの評価指標）	△リスク情報の収集、遺伝子分析等の拡充すべき業務に対応した人員の配置を行った。 a：配置し、特に優れた成果が得られた b：配置した c：配置しなかった d：配置せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	【その他特記事項】 平成15年度において拡充した業務について は、業務の大変な変動がなかったため、平成16年度も前年度と同様の人員配置を行った。			
		（1）人材に関する指標	（2）人材に関する指標	（3）人材の確保・育成	（4）人材の育成
		○常勤職員の数を5人削減し、531人から526人にする。	○常勤職員の数を5人削減し、531人から526人にする。	ア 人材の育成 別に定める職員技術研修計画に基づき、以下の研修を計画的に実施する。	ア 人材の育成 別に定める職員技術研修計画に基づき、以下の研修を計画的に実施する。
		（参考1） 1) 期初の常勤職員数 490人 2) 期末の常勤職員数の 見込み 521人 (うち(1)のウによる 平成15年度の増員は、 67人)	（参考1） 1) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初の109%((1))のウに係る増員分を除外した場合にあつては、合理化減を図ることにより95%とする。 (参考2) 2) 中期目標の期間中の 人件費総額 中期目標の期間中の 人件費総額見込み 17,143百万円	（参考1） a：計画値の達成度合は90%以上であった b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度合は50%未満であった d：計画値の達成度合は50%以上未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	（参考2） a：計画値の達成度合は100%達成度合 b：計画値の達成度合は50%以上未満であった c：計画値の達成度合は50%未満であった d：計画値の達成度合は50%以上未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった
		（参考3） a：配置し、特に優れた成果が得られた b：配置した c：配置しなかった d：配置せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	（参考3） a：配置し、特に優れた成果が得られた b：配置した c：配置しなかった d：配置せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	（参考3） a：配置し、特に優れた成果が得られた b：配置した c：配置しなかった d：配置せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	（参考3） a：配置し、特に優れた成果が得られた b：配置した c：配置しなかった d：配置せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった



c : 人事交流を行わなかつた  
d : 人事交流を行わしく、その要因は法務運営にあつた

- 放射線取扱主任者、労働安全衛生法に基づく作業上必成する職員会員を有する職務運営のため、研修会等を主催する機関が主催する研修会への派遣を行う。
- (ウ) ISO9000の審査員補、内部監査員としての業務運営のため、研修会等を主催する機関が主催する研修会への派遣を行う。

(イ) ISO9000の審査員補、内部監査員としての業務運営のため、研修会等を主催する機関が主催する研修会への派遣を行う。

- ◇ 年度計画に基づいて放射線取扱主任者を養成するため、研修会へ職員を派遣した。  
s : 派遣し、特に優れた成果が得られた。  
a : 派遣した  
c : 養成する必要があつた  
d : 養成しなかつた  
g : 派遣し、特に優れた成果が得られた。  
a : 派遣した  
c : 養成する必要があつた  
d : 養成せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた
- 【事業報告書の記述】  
業務運営上必要な資格を有する職員を養成するため、以下の中研修会への職員の派遣及び内部研修を実施した。  
・資格取得研修  
14名  
163名
- 【その他特記事項】  
第2種放射線取扱主任者の有資格者を新規に2名養成した。

- ◇ 年度計画に基づいてISO9000の審査員補を養成するため研修会へ職員を派遣した。  
s : 派遣し、特に優れた成果が得られた。  
a : 派遣した  
c : 養成する必要があつた  
d : 養成しなかつた  
g : 派遣し、特に優れた成果が得られた。  
a : 派遣した  
c : 養成する必要があつた  
d : 養成せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた
- センターの業務を遂行する上で重要な知識が必要とされ、また、登録認定機関の登録調査の業務を行う上でも、対外的な信頼が得られる資格であることを養成した。

◇ 新規に作業環境測定士を養成する必要はないか  
たため、評価しない。

- ◇ 年度計画に基づいて作業環境測定士を養成するため、研修会へ職員を派遣した。  
s : 派遣し、特に優れた成果が得られた。  
a : 派遣した  
c : 養成する必要があつた  
d : 養成せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

- ◇ 生糸付業務担当職員を消

(イ) 新規・拡充業務に適切





ユアルを作成する。

を行ひ、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかつた。

- c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかつた。
- d : 作成せず、又は必要な改正を行わなく、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

◇試験等に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、必定期的に見直しを行ひ、必要に応じて改正した。

- s : 作成し、又は必要な改正を行ひ、特に優れた成果を得られた

a : 作成し、又は必要な改正を行ひ、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかつた

- c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかつた
- d : 作成せず、又は必要な改正を行わなく、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

◇記録等に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、必定期的に見直しを行ひ、必要に応じて改正した。

- s : 作成し、特に優れた成果を得られた

a : 作成し、又は必要な改正を行ひ、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかつた

- c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかつた
- d : 作成せず、又は必要な改正を行わなく、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

指針に再編及び改正した。  
・分析試験業務管理マニュアルに基づいた分析試験記録管理マニュアルに再編及び改正した。

a

a

		<p>◇ 実験室間精度管理を5回以上実施した。</p> <p>s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた。</p> <p>a : 計画値の達成度合は100%以上であつた。</p> <p>b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であつた。</p> <p>c : 計画値の達成度合は70%未満であつた。</p> <p>d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の着しく不適切な業務運営にあつた</p>	a
		<p>◇ 実験室間精度管理の結果に基づき必要な是正措置等を講じた。</p> <p>s : 必要な処置を講じ、特に優れた成果が得られた。</p> <p>a : 必要な措置を講じなかつた事例があつた。</p> <p>c : 必要な措置を講じなかつた事例があり、その要因は法人の着しく不適切な業務運営にあつた</p>	a
(3) 職員の技術力の向上	力	<p>分析精度の確認のため、実験室間精度管理が主催する技能試験への参加を含め、実験室間精度管理を各事業年度に5回以上実施し、その結果に基づく必要な措置を講じる。</p>	

## [総合評価]

特記事項	評価
<p>1 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等</p> <p>① 法人からの自己評価をもとにして、法人の中期計画項目について評価基準に基づく評価を行った結果、すべての中項目がA評価となり、業務の実績及び達成度合等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。</p> <p>② 法人からのお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかつた。</p> <p>③ 本部及び地域センターで分担して実施されている業務については、各業務ごと、各センターごとの具体的な業務実績と人員配置や業務収集等を比較・検討した結果、適切な業務運営ではあるが、平成16年度の業務計画において大幅な整備は行われておらず、前年度と同様の人員配置により実施されており実施する一方で、これらの業務全体として前年度を上回る業務実績となつていている。</p> <p>④ 農林水産大臣への立入検査結果の報告事務については、平成15年度までの業務実績の評価はすべて「b評価」以下であり、業務の改善が図られている。</p> <p>2 中期目標終了時点を見据えた各事業年度の進捗状況、残された期間に行うべき事項等</p> <p>① 平成15年度までの業務実績の評価においては、総合評価はすべてA評価となつたものの、小項目においてb又はc評価となつた項目が見られた。しかしながら、平成16年度の業務実績の評価においてはすべての小項目がa評価となり、法人の業務改善に対する努力が認められるところである。</p> <p>② 平成17年度は中期目標期間の最終年度であることから、中期目標の達成に向けてこれまでの中期計画の進捗状況を点検し、更なる進行管理の徹底等を図る必要がある。</p> <p>③ 法人には、食の安全・安心という国民生活に密接に関わる業務を中断なく円滑に実施することも求められている。また、第162国会で成立した改正JAS法の円滑な施行が求められるとともに、分析業務の集中化による業務の効率化等により、部門技術的知見を活用し、必要な業務を重点的に実施するとともに、行政のニーズに対応した柔軟な業務運営を行う必要がある。</p>	<p>中項目の総数 : 15 評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点 評価Aの中項目数 : 15 × 2点 = 30点 評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点 評価Dの中項目数 : 0 × -1点 = 0点 合計 (30 / 30 = 100%)</p>